

平成27年度地方債同意等基準運用要綱 (H27. 4. 10総務副大臣通知)

平成27年度地方債同意等基準運用要綱について

地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）に基づき、平成27年度地方債同意等基準（平成27年総務省告示第162号）、平成27年度地方債計画（平成27年総務省告示第163号）及び平成27年度地方債充当率（平成27年総務省告示第164号）の公表を行ったので、通知します。

また、平成27年度の地方債についての協議又は許可の運用については、地方財政法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方財政法施行令、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）、地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）、平成27年度地方債同意等基準、平成27年度地方債計画及び平成27年度地方債充当率によるもののほか、別紙要綱に従って運用することとしましたので、御承知願います。

おって、貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

平成27年度地方債同意等基準運用要綱

第一 簡易協議等手続に関する事項

平成27年度における地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるため、平成27年度地方債同意等基準（平成27年総務省告示第162号。以下「同意等基準」という。）に基づき、平成27年度地方債計画（平成27年総務省告示第163号）で予定している地方債についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）における同意又は許可（以下「同意等」という。）を対象として、簡易協議等手続（同意等基準第二の三に定める簡易協議手続及び同意等基準第三及び第五の規定により簡易協議手続を準用して行う許可手続をいう。以下同じ。）を行うこととしている。

簡易協議等手続は、事業区分ごとに通知する同意等予定額の範囲内で行われる協議等については、原則として、協議等の内容に即し速やかに同意等を行う手続をいう。簡易協議等手続の対象となる地方債の取扱いについては、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

- 1 地方債の同意等予定額については、原則として、同意等基準において簡易協議等手続が適用される事業区分の対象事業に係る「地方負担額」又は「起債対象事業費」に地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第20条第4項の規定に基づき定める平成27年度地方債充当率（平成27年総務省告示第164号）に掲げる充当率を乗じて得た額の範囲内の額とするものであること。

(1) 「地方負担額」とは、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業において地方債を財源とすることができる経費であって補助要綱等に基づき算出した国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額から国庫支出金（翌年度に交付される補助率差額見込額を除く。）、法令等に基づき国庫支出金に伴って交付することを

平成26年度地方債同意等基準運用要綱 (H26. 4. 1総務副大臣通知)

平成26年度地方債同意等基準運用要綱について

地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）に基づき、平成26年度地方債同意等基準（平成26年総務省告示第151号）、平成26年度地方債計画（平成26年総務省告示第152号）及び平成26年度地方債充当率（平成26年総務省告示第153号）の公表を行ったので、通知します。

また、平成26年度の地方債についての協議又は許可の運用については、地方財政法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方財政法施行令、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）、地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）、平成26年度地方債同意等基準、平成26年度地方債計画及び平成26年度地方債充当率によるもののほか、別紙要綱に従って運用することとしましたので、御承知願います。

おって、貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

平成26年度地方債同意等基準運用要綱

第一 簡易協議等手続に関する事項

平成26年度における地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるため、平成26年度地方債同意等基準（平成26年総務省告示第151号。以下「同意等基準」という。）に基づき、平成26年度地方債計画（平成26年総務省告示第152号）で予定している地方債についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）における同意又は許可（以下「同意等」という。）を対象として、簡易協議等手続（同意等基準第二の三に定める簡易協議手続及び同意等基準第三及び第五の規定により簡易協議手続を準用して行う許可手続をいう。以下同じ。）を行うこととしている。

簡易協議等手続は、事業区分ごとに通知する同意等予定額の範囲内で行われる協議等については、原則として、協議等の内容に即し速やかに同意等を行う手続をいう。簡易協議等手続の対象となる地方債の取扱いについては、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

- 1 地方債の同意等予定額については、原則として、同意等基準において簡易協議等手続が適用される事業区分の対象事業に係る「地方負担額」又は「起債対象事業費」に地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第20条第4項の規定に基づき定める平成26年度地方債充当率（平成26年総務省告示第153号）に掲げる充当率を乗じて得た額の範囲内の額とするものであること。

(1) 「地方負担額」とは、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業において地方債を財源とすることができる経費であって補助要綱等に基づき算出した国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額から国庫支出金（翌年度に交付される補助率差額見込額を除く。）、法令等に基づき国庫支出金に伴って交付することを

義務付けられた市町村に対する都道府県支出金及び他団体負担金その他の控除すべき財源（以下「国庫支出金等」という。）を控除した額、又は、国直轄事業負担金の額から他団体負担金その他の控除すべき財源を控除した額にそれぞれ事業の実施に直接必要な事務的経費を加えた額をいうものであること。

(2) 「起債対象事業費」とは、地方単独事業であって、地方債を財源とすることができる経費の額をいうものであること。なお、公共施設及び公用施設に付随するものの工事に要する経費のほか、次のような経費も対象となるものであること。

ア 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分の機能を有するものの購入費
ただし、原則として一品当たりの取得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものを対象とするものであること。

イ 建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費をいう。）。

(3) 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものであること。なお、それ以上に必要な事務費がある場合には、実績等に応じ、それによっても差し支えないものであること。

ア 平成22年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費

(7) 新規事業（平成22年度以降に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業）については工事費の5.0%以内の額

(4) 継続事業（7以外事業）については廃止前の補助基準に定められた計算方法により算出した事務費の範囲内の額

イ ア以外の補助事業については、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費
単独事業

(7) 設計監督費については、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の2.75%以内の額

(4) (7) 以外の事務費については全体事業費の2.75%以内の額
(9) 水道事業、港湾整備事業及び下水道事業については、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の6.0%以内の額

(1) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額

(4) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助事業と同様の計算方法により算出した事務費の範囲内の額

2 用地費等の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 公営企業に係るものを除き、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの及び用地の取得と併せて造成事業又は設計を行うもので次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについて、該当の事業費の対象とするものであること。また、用地の取得のみであっても国庫負担事業又は国庫補助事業の対象とされたものについては、該当の事業費の対象とするものであること。それ以外の公共用地の先行取得は、公共用地の先行取得等事業費の対象とするものであること。

義務付けられた市町村に対する都道府県支出金及び他団体負担金その他の控除すべき財源（以下「国庫支出金等」という。）を控除した額、又は、国直轄事業負担金の額から他団体負担金その他の控除すべき財源を控除した額にそれぞれ事業の実施に直接必要な事務的経費を加えた額をいうものであること。

(2) 「起債対象事業費」とは、地方単独事業であって、地方債を財源とすることができる経費の額をいうものであること。なお、公共施設及び公用施設に付随するものの工事に要する経費のほか、次のような経費も対象となるものであること。

ア 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分の機能を有するものの購入費
ただし、原則として一品当たりの取得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものを対象とするものであること。

イ 建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費をいう。）。

(3) 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものであること。なお、それ以上に必要な事務費がある場合には、実績等に応じ、それによっても差し支えないものであること。

ア 平成22年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費

(7) 新規事業（平成22年度以降に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業）については工事費の5.0%以内の額

(4) 継続事業（7以外事業）については廃止前の補助基準に定められた計算方法により算出した事務費の範囲内の額

イ ア以外の補助事業については、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費
単独事業

(7) 設計監督費については、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の2.75%以内の額

(4) (7) 以外の事務費については全体事業費の2.75%以内の額
(9) 水道事業、港湾整備事業及び下水道事業については、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の6.0%以内の額

(1) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額

(4) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助事業と同様の計算方法により算出した事務費の範囲内の額

2 用地費等の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 公営企業に係るものを除き、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの及び用地の取得と併せて造成事業又は設計を行うもので次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについて、該当の事業費の対象とするものであること。また、用地の取得のみであっても国庫負担事業又は国庫補助事業の対象とされたものについては、該当の事業費の対象とするものであること。それ以外の公共用地の先行取得は、公共用地の先行取得等事業費の対象とするものであること。

(2) 公営企業に係る用地の取得については、用地特別会計で取得するものを除き、事業の用に供することが確実に見込まれるものは、該当の事業債の対象とするものであること。

(3) 用地費には、別に定めのない限り、借地権、地上権等の設定等に要する経費、用地買収に伴う補償費、整地費、造成費（既に所有している用地に係るものを含む。）、用地の取得に当たって直接必要となつた交渉費、測量費その他必要な諸経費も対象とするものであること。

(4) 既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなれば、施設の増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条第5号の経費に該当するものと解されること。このため、簡易協議等手続においては、当該年度に新施設の建設事業を行うもの又は次年度に新施設の建設事業が確実に履行される見込みのあるものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とすること。

(5) 既存施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等を行なうことができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地財法第5条第5号の経費に該当するものと解されること。このため、簡易協議等手続においては、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの又は次年度に施設の建設事業が確実に履行される見込みのあるものについて、施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とすること。

3 前年度以前に用地特別会計において公共用地先行取得等事業により取得した用地又は土地開発基金を活用して取得した用地を一般会計等が再取得する場合は、当該再取得の支出財源としてそれぞれの事業債を充てることができるものであること。

また、市場公募債等で特に必要がある場合には、当該年度における他の用地先行取得事業への起債目的の変更、あるいは、公共用地先行取得等事業の額の範囲内における他の事業債への目的変更も可能であること。この場合においては、一般会計における新たな起債として、協議等を行うことが必要であること。

4 公営企業債の発行を予定している公営企業のうち、以下の事業については、事業開始後一定期間内において収支相償する事業であることが収支計画（投資・財政計画）において確認できるものを対象とすること。

(1) 赤字の事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用している事業（以下「法適用企業」という。）にあっては繰越欠損金を有し、又は資金不足額（地財法第5条の4第3項に規定する資金の不足額をいう。以下同じ。）を有する企業とし、地方公営企業法を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）にあっては資金不足額を有する企業とする。）

(2) 新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模政策を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）

(3) 準建設改良費に充当する公営企業債を起すこととしてしている事業

(4) 建設改良費以外の経費に充当する公営企業債を起すこととしてしている事業

5 公営企業の準建設改良費のうち「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」に係る公営企業債（以下「資本費平準化債」という。）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 供用開始後の施設に係る公営企業債のうち建設改良費の財源としたものの当該

(2) 公営企業に係る用地の取得については、用地特別会計で取得するものを除き、事業の用に供することが確実に見込まれるものは、該当の事業債の対象とするものであること。

(3) 用地費には、別に定めのない限り、借地権、地上権等の設定等に要する経費、用地買収に伴う補償費、整地費、造成費（既に所有している用地に係るものを含む。）、用地の取得に当たって直接必要となつた交渉費、測量費その他必要な諸経費も対象とするものであること。

(4) 既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなれば、施設の増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条第5号の経費に該当するものと解されること。このため、簡易協議等手続においては、当該年度に新施設の建設事業を行うもの又は次年度に新施設の建設事業が確実に履行される見込みのあるものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とすること。

(5) 既存施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等を行なうことができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地財法第5条第5号の経費に該当するものと解されること。このため、簡易協議等手続においては、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの又は次年度に施設の建設事業が確実に履行される見込みのあるものについて、施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とすること。

3 前年度以前に用地特別会計において公共用地先行取得等事業により取得した用地又は土地開発基金を活用して取得した用地を一般会計等が再取得する場合は、当該再取得の支出財源としてそれぞれの事業債を充てることができるものであること。

また、市場公募債等で特に必要がある場合には、当該年度における他の用地先行取得事業への起債目的の変更、あるいは、公共用地先行取得等事業の額の範囲内における他の事業債への目的変更も可能であること。この場合においては、一般会計における新たな起債として、協議等を行うことが必要であること。

4 公営企業債の発行を予定している公営企業のうち、以下の事業については、事業開始後一定期間内において収支相償する事業であることが収支計画において確認できるものを対象とするものであること。

(1) 赤字の事業（法適用企業にあっては繰越欠損金を有し、又は資金不足額（地財法第5条の4第3項に規定する資金の不足額をいう。以下同じ。）を有する企業とし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）にあっては資金不足額を有する企業とする。）

(2) 新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模政策を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）

(3) 準建設改良費に充当する公営企業債を起すこととしてしている事業

(4) 建設改良費以外の経費に充当する公営企業債を起すこととしてしている事業

5 公営企業の準建設改良費のうち「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」に係る公営企業債（以下「資本費平準化債」という。）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 供用開始後の施設に係る公営企業債のうち建設改良費の財源としたものの当該

年度の元金償還金が減価償却費（法適用企業にあっては、当該施設に係る減価償却費から当該年度における当該施設の取得に係る長期前受金の償却額を控除して得た額とし、法非適用企業にあっては、法適用企業となった場合の耐用年数等を勘案して算出する減価償却費相当額とする。以下同じ。）を著しく超え、かつ、経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額を対象とするものであること。なお、港湾整備事業に係る埠頭用地の耐用年数については、岸壁と同じ年数（50年）を用いることとする。

(2) 法非適用企業の減価償却費については、次により算出した額とすること。
各事業に係る施設の公営企業債発行総額（注1）÷ A（注2）× 0.9
（注1）公営企業債発行総額は、一定期間（過去の各事業に係る施設の耐用年数の期間）に発行した公営企業債を合算したものとす。
（注2）Aについては、各事業に係る施設の耐用年数とする。（下表に掲げる事業については、事業に係る施設の平均耐用年数等を勘案し、下表に定める期間とする。）

| 事業名 | 施設の耐用年数の期間 |
|-------------------------------|------------|
| 水道事業（簡易水道事業） | 40年 |
| 交通事業（船舶運航事業） | 25年 |
| 下水道事業（下記を除く） | 45年 |
| 下水道事業（特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設） | 28年 |

6 公営企業の準建設改良費のうち「地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費」に係る地方債（公営企業会計適用債）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- (1) 対象事業
地方公営企業法の財務規定等を適用しようとする法非適用企業が行う事業を対象とするものであること。
- (2) 対象経費
地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等）をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。）を対象とするものであること。
- (3) 償還年限
原則として10年以内とすること。
- (4) 資金
民間等資金であること。

7 公営企業に対する出資金、負担金及び補助金の財源とするための地方債については、平成27年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金のうち地方債を財源とするものを対象とするものであること。なお、地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方については、別途通知する予定であること。

8 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対する出資金、貸付金及び補助金並びに公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金及び出資金に係るものについては、次に掲げる場合に該当するものがあるが、同意等基準第二の一の2に該当するものであること。

(1) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対するもの

年度の元金償還金が減価償却費（地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）による改正後の地方公営企業法施行規則（昭和27年総務省令第73号）が適用される法適用企業にあっては、当該施設に係る減価償却費から当該年度における当該施設の取得に係る長期前受金の償却額を控除して得た額とし、法非適用企業にあっては、法適用企業となった場合の耐用年数等を勘案して算出する減価償却費相当額とする。以下同じ。）を著しく超え、かつ、経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額を対象とするものであること。なお、港湾整備事業に係る埠頭用地の耐用年数については、岸壁と同じ年数（50年）を用いることとする。

(2) 法非適用企業の減価償却費については、次により算出した額とすること。
各事業に係る施設の公営企業債発行総額（注1）÷ A（注2）× 0.9
（注1）公営企業債発行総額は、一定期間（過去の各事業に係る施設の耐用年数の期間）に発行した公営企業債を合算したものとす。
（注2）Aについては、各事業に係る施設の耐用年数とする。（下表に掲げる事業については、事業に係る施設の平均耐用年数等を勘案し、下表に定める期間とする。）

| 事業名 | 施設の耐用年数の期間 |
|-------------------------------|------------|
| 水道事業（簡易水道事業） | 40年 |
| 交通事業（船舶運航事業） | 25年 |
| 下水道事業（下記を除く） | 45年 |
| 下水道事業（特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設） | 28年 |

6 公営企業に対する出資金、負担金及び補助金の財源とするための地方債については、平成26年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金のうち地方債を財源とするものを対象とするものであること。なお、地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方については、別途通知する予定であること。

7 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対する出資金、貸付金及び補助金並びに公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金及び出資金に係るものについては、次に掲げる場合に該当するものがあるが、同意等基準第二の一の2に該当するものであること。

(1) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対するもの

ア 当該地方公共団体の出資割合が2分の1以上である等、法人の設立・運営について当該団体が主導的な立場にあることが客観的に確認できるものであること。

イ 当該法人が行う事業が、原則として地財令第46条に掲げる事業であり、採算性を有するものであること。

(2) 公営企業型地方独立行政法人に対するもの
当該法人の事業について、事業開始から一定期間内において収支相償すること
が明らかなるものであり、原則として、設立団体において特別会計を設置するも
のであること。

9 公営企業の「用途廃止施設の処分」に係る地方債（公営企業施設等
整理債）の取扱いは、次に掲げるところによるものであること。

(1) 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない事業用施設（水利権を伴うものについ
ては、当該水利権を含む。）を整理することによって事業規模の適正化及び経営の効率化を
図る事業又は法令等により早急に事業用施設（水利権を伴うものについては、当
該水利権を含む。）の処分が必要な事業を対象とすること。

(2) 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（解体撤去費、在庫補助返還金、企業債繰上
償還金及び独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額等の合計額から資産
売却代金等の収入を控除した額をいう。）を対象とすること。

(3) 償還年限

原則として10年以内とすること。（ただし、企業債繰上償還金については、当該
公営企業債の残存償還期間内とする。）

(4) 資金

民間等資金であること。

10 償還年限内において、借換えを予定する場合には、それまでの経過年数に応じて、借
換額を縮減する旨を明らかにしたものを原則として対象とすること。なお、借
換えに際して満期一括償還方式と定時償還方式を借換時に選択する予定である場
合には、その旨を明らかにすること。

11 簡易協議等手続の対象とする地方債については、10万円未満の端数を付けない取
扱いとすものであること。ただし、一般補助施設整備等事業債のうちの特
別転貸債及び臨時財政対策債については、この限りではないこと。

12 全国型市場公募債発行団体の公的資金の借り入れについては、その償還年限が10
年を超えるものに限るものであること。ただし、災害復旧事業、豪雪対策事業、
特別転貸債、刃地及び過疎対策事業、被災施設借換債及び全国防災事業等につ
いては、この限りでないこと。

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

簡易協議等手続の対象となる事業区分（通常収支分）の対象事業の取扱いはつ
いては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げる
ところによるものであること。

(一) 一般会計債

(1) 公共事業等

ア 公共事業等の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単

ア 当該地方公共団体の出資割合が2分の1以上である等、法人の設立・運営に
ついて当該団体が主導的な立場にあることが客観的に確認できるものである
こと。

イ 当該法人が行う事業が、原則として地財令第40条に掲げる事業であり、採算
性を有するものであること。

(2) 公営企業型地方独立行政法人に対するもの
当該法人の事業について、事業開始から一定期間内において収支相償すること
が明らかなるものであり、原則として、設立団体において特別会計を設置するも
のであること。

8 公営企業の「用途廃止施設の処分」に係る地方債（公営企業施設等
整理債）の取扱いは、次に掲げるところによるものであること。

(1) 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない事業用施設（水利権を伴うものについ
ては、当該水利権を含む。）を整理することによって事業規模の適正化及び経営の効率化を
図る事業又は法令等により早急に事業用施設（水利権を伴うものについては、当該
水利権を含む。）の処分が必要な事業を対象とすること。

(2) 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（解体撤去費、在庫補助返還金、企業債繰上
償還金及び独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額等の合計額から資産
売却代金等の収入を控除した額をいう。）を対象とすること。

(3) 償還期限

原則として10年以内とすること。（ただし、企業債繰上償還金については、当該
公営企業債の残存償還期間内とする。）

(4) 資金

民間等資金であること。

9 償還年限内において、借換えを予定する場合には、それまでの経過年数に応じて、借
換額を縮減する旨を明らかにしたものを原則として対象とすること。なお、借
換えに際して満期一括償還方式と定時償還方式を借換時に選択する予定である場
合には、その旨を明らかにすること。

10 簡易協議等手続の対象とする地方債については、10万円未満の端数を付けない取
扱いとすものであること。ただし、一般補助施設整備等事業債のうちの特
別転貸債及び臨時財政対策債については、この限りではないこと。

11 全国型市場公募債発行団体の公的資金の借り入れについては、その償還年限が10
年を超えるものに限るものであること。ただし、災害復旧事業、豪雪対策事業、
特別転貸債、刃地及び過疎対策事業、被災施設借換債
及び全国防災事業等については、この限りでないこと。

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

簡易協議等手続の対象となる事業区分（通常収支分）の対象事業の取扱いはつ
いては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げる
ところによるものであること。

(一) 一般会計債

(1) 公共事業等

ア 公共事業等の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単

独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。

イ 国営及び都道府県営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(平成3年5月31日付け農林水産省構造改善局長通知)において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

ウ 公共事業等の対象事業のうち、地方公共団体金融機構資金を充てることができる事業は、道路事業、学校教育施設整備事業(太陽光発電整備事業に限る。)及び社会福祉施設整備事業に限るものであること。

また、財政融資資金を充てることができない事業は、社会福祉施設整備事業であること。

(2) 公営住宅建設事業

ア 公的賃貸住宅とは、地域優良賃貸住宅、都市再生住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第2条第1項に規定する賃貸住宅をいうものであること。

イ 整備事業等とは、建設、買取り又は改善(アスベスト改修を含む。)をいうものであること。

ウ 関連して実施する事業とは、用地の取得造成事業、駐車場整備事業、居住環境形成施設整備事業その他の事業であること。

(3) 災害復旧事業

ア 一般単独災害復旧事業等は、災害にかかった公共施設及び公用施設(原則として、地方公共団体が所有し、管理するものに限る。以下同じ。)を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。

イ 火災復旧事業とは、失火等を原因とする火災により焼失した公共施設又は公用施設に係る災害復旧事業をいうものであり、地震及び大規模な事故等の災害並びに放火等災害に準ずる原因に基づく火災は、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

火災復旧事業の対象事業費には、応急復旧費及び備品購入費を含むものであること。また、火災保険金は、控除財源として取扱う必要はないこと。農地については、一般単独災害復旧事業の対象とならないものであること。現年の災害復旧事業については、前年度の1月1日以降に発生した災害を対象とするものであること。

(4) 教育・福祉施設等整備事業

対象事業が、施設整備事業(一般財源化分)の対象となるときは、事業費から当該施設整備事業(一般財源化分)の起債額を控除した額を起債対象事業費とするものであること。

① 学校教育施設等整備事業

独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。

イ 国営及び都道府県営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(平成3年5月31日付け農林水産省構造改善局長通知)において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

ウ 公共事業等の対象事業のうち、地方公共団体金融機構資金を充てることができる事業は、道路事業、学校教育施設整備事業(太陽光発電整備事業に限る。)及び社会福祉施設整備事業に限るものであること。

また、財政融資資金を充てることができない事業は、社会福祉施設整備事業であること。

(2) 公営住宅建設事業

ア 公的賃貸住宅とは、地域優良賃貸住宅、都市再生住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第2条第1項に規定する賃貸住宅をいうものであること。

イ 整備事業等とは、建設、買取り又は改善(アスベスト改修を含む。)をいうものであること。

ウ 関連して実施する事業とは、用地の取得造成事業、駐車場整備事業、居住環境形成施設整備事業その他の事業であること。

(3) 災害復旧事業

ア 一般単独災害復旧事業等は、災害にかかった公共施設及び公用施設(原則として、地方公共団体が所有し、管理するものに限る。以下同じ。)を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。

イ 火災復旧事業とは、失火等を原因とする火災により焼失した公共施設又は公用施設に係る災害復旧事業をいうものであり、地震及び大規模な事故等の災害並びに放火等災害に準ずる原因に基づく火災は、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

火災復旧事業の対象事業費には、応急復旧費及び備品購入費を含むものであること。また、火災保険金は、控除財源として取扱う必要はないこと。農地については、一般単独災害復旧事業の対象とならないものであること。現年の災害復旧事業については、前年度の1月1日以降に発生した災害を対象とするものであること。

(4) 教育・福祉施設等整備事業

対象事業が、施設整備事業(一般財源化分)の対象となるときは、事業費から当該施設整備事業(一般財源化分)の起債額を控除した額を起債対象事業費とするものであること。

① 学校教育施設等整備事業

ア 学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業の起債対象事業費は、当該交付金の対象事業費から、当該事業費に交付金要綱に定める交付率を乗じて得た額又は当該事業に充当した交付金の額のいずれか多い額を控除した額とするものであること。

イ ランチルーム、クラブハウス、武道場、幼稚園、高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、大学、社会体育施設等の整備事業については、本事業の対象となるものであること。

ウ 単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業については、原則として、建築後15年程度を経過した施設に係る改造事業で、1校（特別支援学校については小中学部に係る部分）ごと対象事業費が2千万円以上（小規模校、コンピュータ教室の改造等については1千万円以上、校内LANの整備については4百万円以上）のものを用いるものであること。

エ 義務教育施設に係る国庫負担事業、学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業（大規模改造事業を除く。）及び用地の取得造成事業の資金については、原則として財政融資資金であること。

なお、これらの事業で施設基準又は補助単価を上回った部分の事業（継ぎ足し単独事業）及び学校施設環境改善交付金を受けて実施する大規模改造事業についても、財政融資資金を充てることができるものであること。

また、継ぎ足し単独事業を除く地方単独事業について地方公共団体金融機構資金を充てることができるものであること。

② 社会福祉施設整備事業
公共的団体が整備する施設に対する補助金についても社会福祉施設整備事業で協議等を行うこと。

③ 一般廃棄物処理事業
ア 尿処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する施設（焼却式し尿処理施設は地域の特別な事情がある場合に限る。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）又は廃棄物処理法に基づきし尿浄化槽であつて、地方公共団体が設置・管理するものであること。

イ ごみ処理施設とは、原則として、廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設及び埋立処分地施設（原則として、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設）をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、廃棄物再生利用施設等の処理施設を含むものであること。なお、附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設（主として自家消費を目的とする部分に限る。）が含まれるものであること。

ウ 清掃運搬施設等とは、し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車（船）並びに最終処分場で使用するブルドーザー及びコンバクタ等を用い、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。

ア 学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業の起債対象事業費は、当該交付金の対象事業費から、当該事業費に交付金要綱に定める交付率を乗じて得た額又は当該事業に充当した交付金の額のいずれか多い額を控除した額とするものであること。

イ ランチルーム、クラブハウス、武道場、幼稚園、高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、大学、社会体育施設等の整備事業については、本事業の対象となるものであること。

ウ 単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業については、原則として、建築後15年程度を経過した施設に係る改造事業で、1校（特別支援学校については小中学部に係る部分）ごと対象事業費が2千万円以上（小規模校、コンピュータ教室の改造等については1千万円以上、校内LANの整備については4百万円以上）のものを用いるものであること。

エ 義務教育施設に係る国庫負担事業、学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業（大規模改造事業を除く。）及び用地の取得造成事業の資金については、原則として財政融資資金であること。

なお、これらの事業で施設基準又は補助単価を上回った部分の事業（継ぎ足し単独事業）及び学校施設環境改善交付金を受けて実施する大規模改造事業についても、財政融資資金を充てることができるものであること。

また、継ぎ足し単独事業を除く地方単独事業について地方公共団体金融機構資金を充てることができるものであること。

② 社会福祉施設整備事業
公共的団体が整備する施設に対する補助金についても社会福祉施設整備事業で協議等を行うこと。

③ 一般廃棄物処理事業
ア 尿処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する施設（焼却式し尿処理施設は地域の特別な事情がある場合に限る。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）又は廃棄物処理法に基づきし尿浄化槽であつて、地方公共団体が設置・管理するものであること。

イ ごみ処理施設とは、原則として、廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設及び埋立処分地施設（原則として、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設）をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、廃棄物再生利用施設等の処理施設を含むものであること。なお、附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設（主として自家消費を目的とする部分に限る。）が含まれるものであること。

ウ 清掃運搬施設等とは、し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車（船）並びに最終処分場で使用するブルドーザー及びコンバクタ等を用い、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。

④ 一般補助施設整備等事業

ア 豪雪対策事業の資金については、財政融資資金であること。
イ 特別転貸債に係る起債対象事業費は、次に掲げる事業ごとに算出した額であること。また、特別転貸債の資金については、財政融資資金であること。

起債対象事業費

- (7) 道路公社が行う指定都市高速道路の整備事業
総事業費の35%（総合有料道路事業に係るものについては、25%）
- (4) 外買埠頭会社等が行うコンテナ埠頭の整備事業
総事業費の40%（大規模外買コンテナ埠頭の整備については、原則として埠頭使用料に応じて20%から40%までの間で別に定める率）
- (5) 外買埠頭会社等が行うフェリー埠頭の整備事業
総事業費の50%
- (1) 港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業
フェリー埠頭の整備については、総事業費の50%（コンテナ埠頭の整備については、原則として規模等に応じて10%から40%までの間で別に定める率）
- (2) 国土交通大臣が指定する指定会社が行う外買埠頭の整備事業
総事業費の40%（大規模外買コンテナ埠頭の整備については、原則として、埠頭使用料に応じて20%から40%までの間で別に定める率）
- (3) 独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業
当該整備事業の必要額として別に定める方法により算定した額
- (4) 独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資業務等
融資業務の必要として別に定める方法により算定した額

⑤ 施設整備事業（一般財源化分）

起債対象事業費は「施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債措置について」（平成21年6月15日付け総財調第32号）により算定した額とするものであること。

(5) 一般単独事業

① 一般事業

ア 一般事業の対象事業には、国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含むものであること（ただし、他の事業区分において対象となるものを除く。）
イ 半島振興道路整備事業とは、次の事業をいうものであること。
(7) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第1項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業
(4) 都道府県知事が、半島地域の振興を図るために、重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業

ウ イの半島振興道路整備事業のうち「防災機能強化分」とは、次の道路の整備事業をいうものであること。

- (7) 半島域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶ路線

④ 一般補助施設整備等事業

ア 豪雪対策事業の資金については、財政融資資金であること。
イ 特別転貸債に係る起債対象事業費は、次に掲げる事業ごとに算出した額であること。また、特別転貸債の資金については、財政融資資金であること。

事業 起債対象事業費

- (7) 道路公社が行う指定都市高速道路の整備事業
総事業費の35%（総合有料道路事業に係るものについては、25%）
- (4) コンテナ埠頭会社等が行うコンテナ埠頭の整備事業
総事業費の40%（大規模外買コンテナ埠頭の整備については、原則として埠頭使用料に応じて20%から40%までの間で別に定める率）
- (5) フェリー埠頭会社等が行うフェリー埠頭の整備事業
総事業費の50%
- (1) 港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業
フェリー埠頭の整備については、総事業費の50%（コンテナ埠頭の整備については、原則として規模等に応じて10%から40%までの間で別に定める率）
- (2) 外買埠頭会社等が行う外買埠頭の整備事業
総事業費の40%（大規模外買コンテナ埠頭の整備については、原則として、埠頭使用料に応じて20%から40%までの間で別に定める率）
- (3) 独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業
当該整備事業の必要額として別に定める方法により算定した額
- (4) 独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資業務等
融資業務の必要として別に定める方法により算定した額

⑤ 施設整備事業（一般財源化分）

起債対象事業費は「施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債措置について」（平成21年6月15日付け総財調第32号）により算定した額とするものであること。

(5) 一般単独事業

① 一般事業

ア 一般事業の対象事業には、国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含むものであること（ただし、他の事業区分において対象となるものを除く。）
イ 半島振興道路整備事業とは、次の事業をいうものであること。
(7) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第1項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業
(4) 都道府県知事が、半島地域の振興を図るために、重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業

- (イ) 最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資すると認められる路線
- (ウ) 災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資すると認められる路線
- (ロ) 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間のうち迂回路なしの区間の解消等に資すると認められる路線

エ 中心市街地再活性化等特別対策事業については、市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第7項の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置付けられた事業等を対象とするものであること。

オ 第三セクター等改革推進債の取扱いについては、別紙1に掲げるところによるものであること。

カ 一般事業の対象事業のうち庁舎に係る起債対象事業費については、他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案すること。

キ 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業（大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）を行う法人に対する出資金、買付金及び補助金に係る地方債については、別紙2に掲げるものを対象とするものであること。

ク 公共施設等（地財法第33条の5の8に規定する公共施設等をいう。以下この項目において同じ。）の除却に係る地方債の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- (7) 対象事業
 - 公共施設等の除却であつて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に基づいて行われる事業を対象とするものであること。
 - 公共施設等総合管理計画に係る具体的な取扱いについては、別途通知するところによること。

- (4) 対象経費
 - 公共施設等の除却に要する経費を対象とすること。
- (ウ) 償還年限
 - 原則として10年以内とすること。
- (ロ) 資金
 - 民間等資金であること。

② 地域活性化事業

ア 地域活性化事業は、次に掲げる事業を対象とするものであること。

(7) 地域の活性化のための基礎整備事業（自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源の活用や、地方自治体が核となった、地域経済循環を創造することに資する事業、地方における人口定住を図るために、地域の様々な政策課題について、「集約とネットワーク」の考え方により、中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体を活性化する定住自立圏構想等の自立的な地域経営の推進に資する事業及び住民生活にまつて大事部分でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域

ウ 中心市街地再活性化等特別対策事業については、市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第7項の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置付けられた事業等を対象とするものであること。

エ 第三セクター等改革推進債の取扱いについては、別紙1に掲げるところによるものであること。

オ 一般事業の対象事業のうち庁舎に係る起債対象事業費については、他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案すること。

カ 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業（大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）を行う法人に対する出資金、買付金及び補助金に係る地方債については、別紙2に掲げるものを対象とするものであること。

キ この項目において同じ。）の除却に係る地方債の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- (7) 対象事業
 - 公共施設等の除却であつて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われる事業を対象とするものであること。
 - 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に係る具体的な取扱いについては、別途通知するところによること。

- (4) 対象経費
 - 公共施設等の除却に要する経費を対象とすること。
- (ウ) 償還年限
 - 原則として10年以内とすること。
- (ロ) 資金
 - 民間等資金であること。

② 地域活性化事業

ア 地域活性化事業については、自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源の活用や、地方自治体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業、地方における人口定住を図るために、地域の様々な政策課題について、「集約とネットワーク」の考え方により、中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体を活性化する定住自立圏構想等の自立的な地域経営の推進に資する事業及び住民生活にまつて大事部分でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）の施策を充実させるための事業を対象とすること。

づくりの施策を充実させるための事業をいう。)

(イ) 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の転用事業(転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設等である場合を除き、転用前の施設の改修部分に限る。以下同じ。)

イ 国庫補助事業により整備される下記(ウ)から(イ)までの事業については対象事業に含まれるものであること。

(ウ) 分散型エネルギー(太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等)

を活用した施設の整備事業

(ウ) 高効率照明機器の整備事業

(ウ) 地域木材を利用した施設の整備事業

(ウ) 定住自立圏構想の推進事業(原則として、定住自立圏の推進の観点から優先採択等となった国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上(医療分野及び交通分野においては総事業費1,000万円以上)の事業)

(ウ) 無線システム普及支援事業費等補助金による辺地共聴施設の新設及び改造事業

(ウ) 情報通信利用環境整備推進交付金による事業

(ウ) 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の転用事業

ウ 既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」(平成17年4月22日閣議決定)に基づく地域再生計画に位置付けられた事業は対象事業に含まれるものであること。

エ 建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設(いわゆる箱物)の新設事業等については、本事業の目的を達成するために必要不可欠な施設が対象となるものであること。

③ 防災対策事業

ア 防災基盤整備事業は、消防防災施設整備事業、津波浸水想定区域移転事業及び消防広域化関連事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。

(ウ) 消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の施設の整備に関する事業を対象とする。

a 防災拠点施設(地域防災センター等)

b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地

c 非常用電源

d 緊急時に避難又は退避するための施設(津波避難タワー、活動火山対策避難施設等)

e 避難路・避難階段

f 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「指定避難所」という。)において防災機能を強化するための施設

g 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設

h 緊急消防援助隊の編成に必要な施設

i 消防団に整備される施設

イ 国庫補助事業により整備される下記(ウ)から(イ)までの事業については対象事業に含まれるものであること。

(ウ) 分散型エネルギー(太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等)を活用した施設の整備事業

(ウ) 高効率照明機器の整備事業

(ウ) 地域木材を利用した施設の整備事業

(ウ) 定住自立圏構想の推進事業(原則として、定住自立圏の推進の観点から優先採択等となった国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上(医療分野及び交通分野においては総事業費1,000万円以上)の事業)

(ウ) 無線システム普及支援事業費等補助金による辺地共聴施設の新設及び改造事業

(ウ) 情報通信利用環境整備推進交付金による事業

ウ 既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」(平成17年4月22日閣議決定)に基づく地域再生計画に位置付けられた事業は対象事業に含まれるものであること。

エ 建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設(いわゆる箱物)の新設事業等については、本事業の目的を達成するために必要不可欠な施設が対象となるものであること。

③ 防災対策事業

ア 防災基盤整備事業は、消防防災施設整備事業、津波浸水想定区域移転事業及び消防広域化関連事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。

(ウ) 消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の施設の整備に関する事業を対象とする。

a 防災拠点施設(地域防災センター等)

b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地

c 非常用電源

d 緊急時に避難又は退避するための施設(津波避難タワー等)

e 避難路・避難階段

f 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「指定避難所」という。)において防災機能を強化するための施設

g 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設

h 緊急消防援助隊の編成に必要な施設

i 消防団に整備される施設

j 消水利施設
 k 初期消火資機材
 l 消防本部又は消防署に整備される施設
 m 消防防災情報通信施設
 (4) 津波浸水想定区域移転事業
 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転を対象とする。
 a 大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害応急対策上不可欠となる防災対策の拠点施設及び災害時に特に配慮が必要となる者（以下「要配慮者」という。）のための施設を対象とするものであること。
 b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として起債対象事業費を算出するものであること。
 (a) 面積
 入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方
 (b) ㎡当たり単価311千円
 c 原則として、庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、移転前の延床面積を上限とし、用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること。
 (5) 消防広域化関連事業
 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業であり、具体的には次の事業を対象とする。
 a 広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等を含む。）
 ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。
 b 広域消防運営計画等に署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備
 c 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
 なお、(7)mのうち消防救急無線デジタル化事業並びに国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する防災行政無線整備事業（デジタル方式で整備するものに限る。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び高機能消防指令センター（複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するものに限る。）については、デジタル化関連事業等とする。

イ 公共施設及び公用施設の耐震化事業は、大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、そ

j 消水利施設
 k 初期消火資機材
 l 消防本部又は消防署に整備される施設
 m 消防防災情報通信施設
 (4) 津波浸水想定区域移転事業
 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転を対象とする。
 a 大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害応急対策上不可欠となる防災対策の拠点施設及び災害時に特に配慮が必要となる者（以下「要配慮者」という。）のための施設を対象とするものであること。
 b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として起債対象事業費を算出するものであること。
 (a) 面積
 入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方
 (b) ㎡当たり単価 311千円
 c 原則として、庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、移転前の延床面積を上限とし、用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること。
 (5) 消防広域化関連事業
 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業であり、具体的には次の事業を対象とする。
 a 広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等を含む。）
 ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。
 b 広域消防運営計画等に署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備
 c 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
 なお、(7)mのうち消防救急無線デジタル化事業並びに国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する防災行政無線整備事業（デジタル方式で整備するものに限る。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び高機能消防指令センター（複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するものに限る。）については、デジタル化関連事業等とする。

イ 公共施設及び公用施設の耐震化事業は、大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、そ

の耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化であり、具体的には次の施設を対象とすること。

(7) 指定避難所とされている学校等の公共施設及び公用施設

- (4) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
- (5) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）
- (6) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設

(7) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（学校法人が実施する指定避難所以外の施設については、国庫補助と併せて地方公共団体が助成する場限に限り、事業費の6分の1以内の額を対象とするものであること。）

(8) 地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び指定避難所（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があること全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とするものであること。

ウ 自然災害防止事業は、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために地方単独事業として行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防除、地盤沈下対策又は防雪施設に係る事業（市町村への補助金及び都道府県事業への負担金を含む。）を対象とするものであること。

④ 旧合併特例事業

ア 旧合併特例事業については、従前の合併特例事業と同一の取扱いとするものであること。

イ 公共的施設の統合整備事業として既存施設の除却を行う場合には、当該除却については、①クの公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであること。

⑤ 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災対策事業のうち、次に掲げる事業を対象とするものであること。

ア 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

(7) ③ア(7) a から g まで、j 及び k に掲げる事業

(4) ③ア(7) h のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等

(5) ③ア(7) i のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備

イ 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要がある情報網の構築

その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化であり、具体的には次の施設を対象とするものであること。

(7) 指定避難所とされている学校、幼稚園、保育所等の公共施設及び公用施設

- (4) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
- (5) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）
- (6) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設

(8) 地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び指定避難所（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があること全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とするものであること。

ウ 自然災害防止事業は、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために地方単独事業として行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防除、地盤沈下対策又は防雪施設に係る事業（市町村への補助金及び都道府県事業への負担金を含む。）を対象とするものであること。

④ 旧合併特例事業

ア 旧合併特例事業については、従前の合併特例事業と同一の取扱いとするものであること。

イ 公共的施設の統合整備事業として既存施設の除却を行う場合には、当該除却については、①キの公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものであること。

⑤ 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災対策事業のうち、次に掲げる事業を対象とするものであること。

ア 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

(7) ③ア(7) a から g まで、j に掲げる事業

(4) ③ア(7) h のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等

(5) ③ア(7) i のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備

イ 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要がある情報網の構築

③ア(7) mのうち、次の事業を対象とする。

- (7) 消防救急無線のデジタル化
 - (4) 防災行政無線のデジタル化
 - (9) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 - (1) 高機能消防指令センター (消防救急無線のデジタル化に併せて整備するものに限る。)
 - (6) 防災情報システム、衛星通信ネットワークシステムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
- ウ 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転

③ア(4)の事業

エ 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの(消防広域化重点地域に指定されたものに限る。)が実施する消防広域化事業

③ア(9)の事業

オ 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化

③イの事業

カ 東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業に伴って実施する地方単独事業(継ぎ足し単独事業)

キ 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金を受けて実施する上記アからオまでの事業

資金は、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。ただし、力の継ぎ足し単独事業については、財政融資資金を充てることができるものであること。

⑥ 公共施設最適化事業

ア 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の集約化事業及び複合化事業(全体として延床面積が減少するものに限る。)であって、既存施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われるものを対象とするものであること。

イ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならないものであること。

ウ 国庫補助事業として実施される事業についても対象となるものであること。

エ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業及び複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。

⑦ 都道府県及び指定都市が起債する一般単独事業債のうち、一般事業(河川等事業及び臨時高等学校改築等事業に限る。)及び地方道路等整備事業に係るものの資金については、原則として、民間等資金であること。

なお、これらの団体の地方公共団体金融機構資金の額については、個別の資金調達に関する事情にも配慮し、柔軟な対応を行うこととしているので、

③ア(7) mのうち、次の事業を対象とする。

- (7) 消防救急無線のデジタル化
 - (4) 防災行政無線のデジタル化
 - (9) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 - (1) 高機能消防指令センター (消防救急無線のデジタル化に併せて整備するものに限る。)
 - (6) 防災情報システム、衛星通信ネットワークシステムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
- ウ 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転

③ア(4)の事業

エ 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの(消防広域化重点地域に指定されたものに限る。)が実施する消防広域化事業

③ア(9)の事業

オ 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化

③イの事業

カ 東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業に伴って実施する地方単独事業(継ぎ足し単独事業)

キ 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金を受けて実施する上記アからオまでの事業

資金は、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。ただし、力の継ぎ足し単独事業については、財政融資資金を充てることができるものであること。

⑥ 都道府県及び指定都市が起債する一般単独事業債のうち、一般事業(河川等事業及び臨時高等学校改築等事業に限る。)及び地方道路等整備事業に係るものの資金については、原則として、民間等資金であること。

なお、これらの団体の地方公共団体金融機構資金の額については、個別の資金調達に関する事情にも配慮し、柔軟な対応を行うこととしているので、事前

事前に協議されたいこと。

(6) 辺地及び過疎対策事業

ア 辺地及び過疎対策事業については、地方債計画の計上額の範囲内において、同意等予定額を定めるものであること。

イ 辺地対策事業債及び過疎対策事業債を充当し、公共施設等（地財法第33条の5の8に規定する公共施設等）をいう。以下この項目において同じ。）を整備する場合には、⑤①④の公共施設等の総合管理計画を踏まえ、所有する公共施設等の全体を把握した上で、更新・統合・長寿命化などの計画的な整備による財政負担の軽減・平準化及びその最適な配置の実現について、十分に検討すること。

ウ 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象とならないものであること。

エ 次に掲げる経費については、辺地対策事業債及び過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下、「過疎法」という。）第12条第1項に定める経費に限る。）の対象に含まれるものであること。

(7) 都道府県、市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業について、市町村が負担する場合の経費。

(イ) 農業協同組合、漁業協同組合等の公共的団体等（法人格を有するものに限る。）が実施する事業について、市町村が補助金の交付を行う等市町村が負担する場合の経費。

オ 地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設（公営企業会計で実施する事業を除く。）を対象とするものであること。

カ 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであること。

キ 下水処理のための施設に係る起債対象事業費には、地域し尿処理施設の整備事業費、合併処理浄化槽の設置に係る市町村の補助金及び公共下水道幹線管渠等整備事業に係る市町村の負担金を含むものであること。

ク 施設の整備とは、新築のみならず、増築、改築、更新も含むものであり、耐震化に係る施設の増改築も対象事業に含まれるものであること。

ケ 消防施設とは、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第1条に基づく消防の用に供する施設（庁舎を除く。）をいうものであること。

コ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく農業生産基盤保全管理・整備等事業（施設の維持管理事業を除く。）及び農業競争力強化基盤整備事業については、公共事業等債の対象事業とならざるもの（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設として対象となるものであり、当該土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（平成3年5月31日付け農林水産省構造改善局長通知）において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

サ 辺地対策事業のうち、道路とは道路法（昭和27年法律第180号）第3条第

に協議されたいこと。

(6) 辺地及び過疎対策事業

ア 辺地及び過疎対策事業については、地方債計画の計上額の範囲内において、同意等予定額を定めるものであること。

イ 辺地対策事業債及び過疎対策事業債を充当し、公共施設等（地財法第33条の5の8に規定する公共施設等）をいう。以下この項目において同じ。）を整備する場合には、⑤①④の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画を踏まえ、所有する公共施設等の全体を把握した上で、更新・統合・長寿命化などの計画的な整備による財政負担の軽減・平準化及びその最適な配置の実現について、十分に検討すること。

ウ 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象とならないものであること。

エ 次に掲げる経費については、辺地対策事業債及び過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下、「過疎法」という。）第12条第1項に定める経費に限る。）の対象に含まれるものであること。

(7) 都道府県、市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業について、市町村が負担する場合の経費。

(イ) 農業協同組合、漁業協同組合等の公共的団体等（法人格を有するものに限る。）が実施する事業について、市町村が補助金の交付を行う等市町村が負担する場合の経費。

オ 地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設（公営企業会計で実施する事業を除く。）を対象とするものであること。

カ 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであること。

キ 下水処理のための施設に係る起債対象事業費には、地域し尿処理施設の整備事業費、合併処理浄化槽の設置に係る市町村の補助金及び公共下水道幹線管渠等整備事業に係る市町村の負担金を含むものであること。

ク 施設の整備とは、新築のみならず、増築、改築、更新も含むものであり、耐震化に係る施設の増改築も対象事業に含まれるものであること。

ケ 消防施設とは、消防施設強化促進法第1条に基づく消防の用に供する施設（庁舎を除く。）をいうものであること。

コ 土地改良法に基づく農業生産基盤保全管理・整備等事業（施設の維持管理事業を除く。）及び農業競争力強化基盤整備事業については、公共事業等債の対象事業とならざるもの（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設として対象となるものであり、当該土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（平成3年5月31日付け農林水産省構造改善局長通知）において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

サ 辺地対策事業のうち、道路とは道路法第3条1項4号に定める市町村道（道

1 項第 4 号に定める市町村道（道路法第 2 条第 2 項に定めるガードレール等の付属物、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 26 条に定める排水施設及び同令第 33 条に定める融雪施設等その他の道路の附属物を含む。）を対象とするものであること。

シ 辺地対策事業のうち、診療施設とは、医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所、これらに従事する医師等の職員宿舍並びに診療の用に供するため必要な設備・備品等をいうものであること。

ス 辺地及び過疎対策事業のうち、過疎対策事業の取扱いは、上記のほか、次に掲げるところによるものであること。

(7) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅に係るもの、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき国の補助を受けて建設する賃貸住宅に係るものについては、対象とならないものであること。

(4) 次に掲げる経費については、過疎対策事業（過疎法第 12 条第 1 項に定める経費に限る。）の対象とするものであること。

a 次の要件を備えた第三セクターが実施する事業について、市町村が補助金の交付を行う等市町村が負担する場合の経費。

(a) 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人

(b) 出資金額の 4 分の 3 以上を市町村及び農業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人

b 地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う a の要件を備えた第三セクターに市町村が出資する場合の経費

(ウ) 商店街振興のために必要な共同利用施設とは、本来商店街の負担において実施すべき施設を除き、公共駐車場、歩行者空間の魅力を高める施設その他地域の商店街の振興のために必要な共同利用施設（共同店舗については、地方公共団体が公営企業として運営するものに限る。）をいうものであること。

(エ) 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち、総務省令で定める事業者の用に供するものとして整備する施設について、当該市町村が必要とする経費は、次に掲げるものを対象とするものであること。

a 市町村自らが行う地域鉄道の施設・設備に要する経費

b 地域鉄道事業者が行う施設・設備整備に対し、市町村が補助する場合の経費

(カ) 一般廃棄物処理施設とは、次に掲げる施設を対象とするものであること。

a し尿処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項に規定する施設（焼却式し尿処理施設は地域の特別な事情がある場合に限る。）

b ごみ処理施設

原則として、廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び埋立処分地施設（原則として、廃棄物処理法第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設）をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、

路法第 2 条 2 項に定めるガードレール等の付属物、道路構造令第 26 条に定める排水施設及び同令第 33 条に定める融雪施設等その他の道路の附属物を含む。）を対象とするものであること。

シ 辺地対策事業のうち、診療施設とは、医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所、これらに従事する医師等の職員宿舍並びに診療の用に供するために必要な設備・備品等をいうものであること。

ス 辺地及び過疎対策事業のうち、過疎対策事業の取扱いは、上記のほか、次に掲げるところによるものであること。

(7) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅に係るもの、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき国の補助を受けて建設する賃貸住宅に係るものについては、対象とならないものであること。

(4) 次に掲げる経費については、過疎対策事業（過疎法第 12 条第 1 項に定める経費に限る。）の対象とするものであること。

a 次の要件を備えた第三セクターが実施する事業について、市町村が補助金の交付を行う等市町村が負担する場合の経費

(a) 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人

(b) 出資金額の 4 分の 3 以上を市町村及び農業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人

b 地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う a の要件を備えた第三セクターに市町村が出資する場合の経費

(ウ) 商店街振興のために必要な共同利用施設とは、本来商店街の負担において実施すべき施設を除き、公共駐車場、歩行者空間の魅力を高める施設その他地域の商店街の振興のために必要な共同利用施設（共同店舗については、地方公共団体が公営企業として運営するものに限る。）をいうものであること。

(エ) 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち、総務省令で定める事業者の用に供するものとして整備する施設について、当該市町村が必要とする経費は、次に掲げるものを対象とするものであること。

a 市町村自らが行う地域鉄道の施設・設備に要する経費

b 地域鉄道事業者が行う施設・設備整備に対し、市町村が補助する場合の経費

(カ) 一般廃棄物処理施設とは、次に掲げる施設を対象とするものであること。

a し尿処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項に規定する施設（焼却式し尿処理施設は地域の特別な事情がある場合に限る。）

b ごみ処理施設

原則として、廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び埋立処分地施設（原則として、廃棄物処理法第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設）をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、

廃棄物再生利用施設等の処理施設を含むものであること。なお、附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設（主として自家消費を目的とする部分に限る。）が含まれるものであること。

c 清掃運搬施設等

し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車（船）並びに最終処分場で使用するブルドーザー及びコンバクタ等をいい、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。

(ハ) 火葬場とは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する「火葬場」を対象とするものであること。

(ニ) 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設とは、社会福祉施設整備事業債及び介護サービス事業債の対象となる施設のうち障害者又は障害児に関する施設を対象とするものであること。

(ホ) 診療施設とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同法第1条の5第2項に規定する診療所、これらに従事する医師等の職員宿舍並びに診療の用に供するために必要な設備・備品等をいうものであること。

(ヘ) 集落再編整備事業に係る住宅・宅地等の整備事業は、議決を予定しているものは、その性格上対象とならないものであること。なお、集落再編整備事業として空き屋を借り受けて整備する場合の増改築は対象事業に含まれるものであること。

(コ) 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設とは、太陽光などの自然エネルギーの活用とその啓発的な取組を進めるため、庁舎や学校など、地域の中核となる公共・公用施設における自然エネルギーを活用する施設又は設備であること（売電を主たる目的とする場合を除く。）。

(ク) 過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト分）については、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定められたものを対象とするものであり、基本的な考え方は、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて（通知）」（平成22年4月22日付け総財務第143号総務大臣通知）によることとし、その他留意事項については、以下のとおりであること。

a 地方財政措置の重復を避けるため、特別交付税の算定の対象外となること。

b 基金に積み立てた場合の活用については市町村計画に用途を明確にした上で、償還前の取り崩しも可能であること。なお、資金については民間等資金であること。

(7) 公共用地先行取得等事業

ア 公共用地先行取得等事業の対象事業は、次に掲げる用地の取得事業であること。

(7) 将来、公共用若しくは公用に供する用地（直轄事業用地を含む。）又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地（協議等年度以

設等の処理施設を含むものであること。なお、附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設（主として自家消費を目的とする部分に限る。）が含まれるものであること。

c 清掃運搬施設等

し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車（船）並びに最終処分場で使用するブルドーザー及びコンバクタ等をいい、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。

(ハ) 火葬場とは、墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する「火葬場」を対象とするものであること。

(ニ) 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設とは、社会福祉施設整備事業債及び介護サービス事業債の対象となる施設のうち障害者又は障害児に関する施設を対象とするものであること。

(ホ) 診療施設とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同法第1条の5第2項に規定する診療所、これらに従事する医師等の職員宿舍並びに診療の用に供するために必要な設備・備品等をいうものであること。

(ヘ) 集落再編整備事業に係る住宅・宅地等の整備事業は、議決を予定しているものは、その性格上対象とならないものであること。なお、集落再編整備事業として空き屋を借り受けて整備する場合の増改築は対象事業に含まれるものであること。

(コ) 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設とは、太陽光などの自然エネルギーの活用とその啓発的な取組を進めるため、庁舎や学校など、地域の中核となる公共・公用施設における自然エネルギーを活用する施設又は設備であること（売電を主たる目的とする場合を除く。）。

(ク) 過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト分）については、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定められたものを対象とするものであり、基本的な考え方は、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて（通知）」（平成22年4月22日付け総財務第143号総務大臣通知）によることとし、その他留意事項については、以下のとおりであること。

a 地方財政措置の重復を避けるため、特別交付税の算定の対象外となること。

b 基金に積み立てた場合の活用については市町村計画に用途を明確にした上で、償還前の取り崩しも可能であること。なお、資金については民間等資金であること。

(7) 公共用地先行取得等事業

ア 公共用地先行取得等事業の対象事業は、次に掲げる用地の取得事業であること。

(7) 将来、公共用若しくは公用に供する用地（直轄事業用地を含む。）又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地（協議等年度以

降10年度以内に事業の用に供するもの（他の事業債の対象となるものを除く。）に限る。）

- (イ) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、生産緑地法（昭和49年法律第68号）、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）等の規定に基づく買取請求、買取協議、先買権の行使、買取りの申出等により取得する用地
- (ウ) 環境保全上、優れた価値を有するもので、条例等の規定に基づき保全すべき用地として指定された用地

イアの(ウ)の用地として、土地開発公社又は土地開発基金で取得した用地を取得する場合も含まれるが、地方公共団体の予算措置等の都合により当該年度又は前年度に土地開発公社等が取得した用地を取得する場合に対象とすることを原則とするものであること。

なお、これに該当しない場合であっても、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成25年2月28日付け総行地第9号・総財公第18号）に基づき土地開発公社の健全化の一環として計画的に取得する場合には、対象とするものであること。

ウアの(ウ)の場合には、用地特別会計において取得することを原則とするものであること。

(8) 行政改革推進債

ア 同意等基準第二の二の1の(イ)に掲げる「行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができる見込まれる額」の取扱いは、次のとおりとすること。

(ウ) 自主的に行政改革を推進し、住民等に公表して行う経常的経費の削減等、財政構造の健全化に資する取組みを対象とし、その効果が長期に及ぶものを基本とすることとし、その効果により見込まれる額に対して、それぞれの措置の効果が継続する年数（5年を限度とする。）を乗じて得た額が同意等可能額となるものであること。

(イ) 対象となる行政改革・財政健全化措置については、次のとおりとすること。

- a 使用料の見直しや超過課税の実施などの歳入確保に係る効果額及び各種補助金の廃止・縮小や事務事業の整理合理化などの歳出削減に係る効果額を対象とすること。
- b 定員適正化による職員削減などの人件費に係る効果額は、退職手当償の償還財源となることから、原則として、行政改革推進債の効果額の対象とならないものであること。
- c 人件費に係る効果額のうち、給与等の臨時削減、諸手当の廃止・縮小などに係る効果額は、必要に応じて、退職手当償の発行可能額等を動員し、行政改革推進債の同意等可能額の対象とすることができるものであること。
- d 平成26年度以前の行政改革・財政健全化措置の取組みについては、次のとおりとすること。
 - (a) 平成26年度以前に行政改革推進債を発行した団体発行年度の同意等可能額から実際の発行額を差し引いた残余分のうち、行政改革・財政健全化措置の取組みの効果が平成27年度まで及んだ

降10年度以内に事業の用に供するもの（他の事業債の対象となるものを除く。）に限る。）

- (イ) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、生産緑地法（昭和49年法律第68号）、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）等の規定に基づく買取請求、買取協議、先買権の行使、買取りの申出等により取得する用地
- (ウ) 環境保全上、優れた価値を有するもので、条例等の規定に基づき保全すべき用地として指定された用地

イアの(ウ)の用地として、土地開発公社又は土地開発基金で取得した用地を取得する場合も含まれるが、地方公共団体の予算措置等の都合により当該年度又は前年度に土地開発公社等が取得した用地を取得する場合に対象とすることを原則とするものであること。

なお、これに該当しない場合であっても、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成25年2月28日付け総行地第9号・総財公第18号）に基づき土地開発公社の健全化の一環として計画的に取得する場合には、対象とするものであること。

ウアの(ウ)の場合には、用地特別会計において取得することを原則とするものであること。

(8) 行政改革推進債

ア 同意等基準第二の二の1の(イ)に掲げる「行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができる見込まれる額」の取扱いは、次のとおりとすること。

(ウ) 自主的に行政改革を推進し、住民等に公表して行う経常的経費の削減等、財政構造の健全化に資する取組みを対象とし、その効果が長期に及ぶものを基本とすることとし、その効果により見込まれる額に対して、それぞれの措置の効果が継続する年数（5年を限度とする。）を乗じて得た額が同意等可能額となるものであること。

(イ) 対象となる行政改革・財政健全化措置については、次のとおりとすること。

- a 使用料の見直しや超過課税の実施などの歳入確保に係る効果額及び各種補助金の廃止・縮小や事務事業の整理合理化などの歳出削減に係る効果額を対象とすること。
- b 定員適正化による職員削減などの人件費に係る効果額は、退職手当償の償還財源となることから、原則として、行政改革推進債の効果額の対象とならないものであること。
- c 人件費に係る効果額のうち、給与等の臨時削減、諸手当の廃止・縮小などに係る効果額は、必要に応じて、退職手当償の発行可能額等を動員し、行政改革推進債の同意等可能額の対象とすることができるものであること。
- d 平成25年度以前の行政改革・財政健全化措置の取組みについては、次のとおりとすること。
 - (a) 平成25年度以前に行政改革推進債を発行した団体発行年度の同意等可能額から実際の発行額を差し引いた残余分のうち、行政改革・財政健全化措置の取組みの効果が平成26年度まで及んだ

でいるものは、平成27年度の同意等可能額として加算できるものであること。

(b) 平成26年度以前に行政改革推進債を発行していない団体
平成23年度以降に実施した行政改革・財政健全化措置への取組みについても、その効果が行政改革推進債を発行する年度まで及んでいれば、同意等可能額の算出にカウントできるものであること。

イ 地方債を充当する場合は、「行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができる」と見込まれる額」の範囲内で国庫補助事業及び地方単独事業に係る通常の地方債の充当残部分に対して充当すること。

(二) 公営企業債

(1) 水道事業

ア 水道事業については、水道法（昭和32年法律第177号）上の事業認可に基づき、上水道事業分と簡易水道事業分を明確に区分するものであること。

また、簡易水道事業分については、特別会計を設置している飲料水供給施設の整備事業及び閉山炭鉱水道施設の整備事業も対象とするものであること。

イ 水道事業（簡易水道臨時措置分）に関しては、当該年度における他会計からの繰出しに代えて臨時的に水道事業債を発行しようとする場合に、当該繰出しに相当する額を対象とするものであること。

ウ 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後15年以内の給水区域における施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×(0.6-一日平均配水量÷現在配水能力)
Ⅱ 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。

Ⅲ 準建設改良費のうち「独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還のために要する経費」の資金については、民間等資金であること。

(2) 工業用水道事業

ア 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後15年以内の施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×(1-料金算定有収水量÷計画配水能力)
Ⅱ 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。ただし、補助事業については、料金算定要領に基づき料金算定している事業を対象とするものであること。

Ⅲ 準建設改良費のうち「独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還のために要する経費」の資金については、民間等資金であること。

及んでいるものは、平成26年度の同意等可能額として加算できるものであること。

(b) 平成25年度以前に行政改革推進債を発行していない団体
平成22年度以降に実施した行政改革・財政健全化措置への取組みについても、その効果が行政改革推進債を発行する年度まで及んでいれば、同意等可能額の算出にカウントできるものであること。

イ 地方債を充当する場合は、「行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができる」と見込まれる額」の範囲内で国庫補助事業及び地方単独事業に係る通常の地方債の充当残部分に対して充当すること。

(二) 公営企業債

(1) 水道事業

ア 水道事業については、水道法（昭和32年法律第177号）上の事業認可に基づき、上水道事業分と簡易水道事業分を明確に区分するものであること。

また、簡易水道事業分については、特別会計を設置している飲料水供給施設の整備事業及び閉山炭鉱水道施設の整備事業も対象とするものであること。

イ 水道事業（簡易水道臨時措置分）に関しては、当該年度における他会計からの繰出しに代えて臨時的に水道事業債を発行しようとする場合に、当該繰出しに相当する額を対象とするものであること。

ウ 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後15年以内の給水区域における施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×(0.6-一日平均配水量÷現在配水能力)
Ⅱ 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。

Ⅲ 準建設改良費のうち「独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還のために要する経費」の資金については、民間等資金であること。

(2) 工業用水道事業

ア 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後15年以内の施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×(1-料金算定有収水量÷計画配水能力)
Ⅱ 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。ただし、補助事業については、料金算定要領に基づき料金算定している事業を対象とするものであること。

Ⅲ 準建設改良費のうち「独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還のために要する経費」の資金については、民間等資金であること。

(3) 交通事業

ア 交通事業の建設改良費等には、都市モノレール事業、新交通システム事業及びガイドウェイバスシステム事業におけるインフラ部の建設費並びにニュータウン鉄道等事業における開発者負担分等を含まないものであること。
イ 地下鉄事業経営健全化対策に基づく他会計から公営企業会計への出資金に要する経費に係る取扱いについては、「地下鉄事業経営健全化対策実施要領の一部改正について」（平成22年3月19日付け総財企第54号）によらなければならないこと。

ウ 建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、次の要件に該当する地下鉄事業に係るものであって、建設改良のための公営企業債に係る利子（当該年度において当該年度の前年度に比べ増加が見込まれる資金不足額（地財令第15条第1項第2号に規定する地方債の現在高を除く。以下この項において同じ。）の範囲内とし、建設中の施設に係る地方債の利子及び地下鉄事業特例債（地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）附則第8条に規定する経費に対する公営企業債をいう。以下同じ。）の対象となるものを除く。）を対象とするものであること。

(7) 原則として前年度末において資金不足額があり、当該年度において当該年度の前年度に比べ資金不足額が増加すると見込まれること。

(イ) 経営健全化のために必要な努力を行っていることと認められること。

(ウ) 資本費平準化債を充当してもなお資金不足額があること。

エ 地下鉄事業特例債については次の事項にご留意いただきたいこと。

(7) 繰越欠損金を有する地下鉄事業を行う企業を対象とするものであること。

(イ) 平成3年度から平成12年度までに起こした地下鉄事業債の利子を対象とするものであること。

(ウ) 償還期限は10年以内とすること。

オ 公営企業に準ずる事業を行う法人の行う交通事業に対する地方公共団体が支出する出資金、補助金及び貸付金に係る建設改良費等には、都市モノレール事業、新交通システム事業、ガイドウェイバスシステム事業及び臨港鉄道事業におけるインフラ部の建設費並びにニュータウン鉄道等事業における開発者負担分等を含まないものであること。

なお、当該出資金、補助金及び貸付金の同意等予定額については、次のとおり取扱うこととされているので、ご留意いただきたいこと。

(7) 出資金については、都市モノレール事業、新交通システム事業、ガイドウェイバスシステム事業、地下鉄事業（国庫補助事業として行う地下駅火災対策施設整備事業を除く）、ニュータウン鉄道等事業、貨物線旅客線化事業、地方空港アクセス鉄道事業及び臨港鉄道事業の建設改良費の20%（平成9年度以前に補助対象路線として選定されたニュータウン鉄道の路線については10%）相当額（以下「標準出資額」という。）の範囲内とすること。

(イ) 補助金については、当該建設改良費から標準出資額を除いた額のうち、国庫補助事業として行われる地下鉄事業にあっては35%相当額、ニュータウン鉄道等事業にあっては15%（平成13年度以前に補助対象路線とし

(3) 交通事業

ア 交通事業の建設改良費等には、都市モノレール事業、新交通システム事業及びガイドウェイバスシステム事業におけるインフラ部の建設費並びにニュータウン鉄道等事業における開発者負担分等を含まないものであること。
イ 地下鉄事業経営健全化対策に基づく他会計から公営企業会計への出資金に要する経費に係る取扱いについては、「地下鉄事業経営健全化対策実施要領の一部改正について」（平成22年3月19日付け総財企第54号）によらなければならないこと。

ウ 建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、次の要件に該当する地下鉄事業に係るものであって、建設改良のための公営企業債に係る利子（当該年度において当該年度の前年度に比べ増加が見込まれる資金不足額（地財令第15条第1項第2号に規定する地方債の現在高を除く。以下この項において同じ。）の範囲内とし、建設中の施設に係る地方債の利子及び地下鉄事業特例債（地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）附則第8条に規定する経費に対する公営企業債をいう。以下同じ。）の対象となるものを除く。）を対象とするものであること。

(7) 原則として前年度末において資金不足額があり、当該年度において当該年度の前年度に比べ資金不足額が増加すると見込まれること。

(イ) 経営健全化のために必要な努力を行っていることと認められること。

(ウ) 資本費平準化債を充当してもなお資金不足額があること。

エ 地下鉄事業特例債については次の事項にご留意いただきたいこと。

(7) 繰越欠損金を有する地下鉄事業を行う企業を対象とするものであること。

(イ) 平成3年度から平成12年度までに起こした地下鉄事業債の利子を対象とするものであること。

(ウ) 償還期限は10年以内とすること。

オ 公営企業に準ずる事業を行う法人の行う交通事業に対する地方公共団体が支出する出資金、補助金及び貸付金に係る建設改良費等には、都市モノレール事業、新交通システム事業、ガイドウェイバスシステム事業及び臨港鉄道事業におけるインフラ部の建設費並びにニュータウン鉄道等事業における開発者負担分等を含まないものであること。

なお、当該出資金、補助金及び貸付金の同意等予定額については、次のとおり取扱うこととされているので、ご留意いただきたいこと。

(7) 出資金については、都市モノレール事業、新交通システム事業、ガイドウェイバスシステム事業、地下鉄事業（国庫補助事業として行う地下駅火災対策施設整備事業を除く）、ニュータウン鉄道等事業、貨物線旅客線化事業、地方空港アクセス鉄道事業及び臨港鉄道事業の建設改良費の20%（平成9年度以前に補助対象路線として選定されたニュータウン鉄道の路線については10%）相当額（以下「標準出資額」という。）の範囲内とすること。

(イ) 補助金については、当該建設改良費から標準出資額を除いた額のうち、国庫補助事業として行われる地下鉄事業にあっては35%相当額、ニュータウン鉄道等事業にあっては15%（平成13年度以前に補助対象路線とし

て選定された路線及び空港アクセス鉄道事業については18%）相当額、貨物線旅客線化事業にあつては16.2%相当額の範囲内とすること。

(ウ) 上記のほか出資金及び補助金については、当該出資及び補助の対象とする事業の経営状況等を勘案し、対象とするものであること。

(イ) 貸付金については、当該建設改良費から払込資本の総額、国庫補助金及び当該地方公共団体からの補助金を控除した額に、当該地方公共団体の出資の持分率を乗じて得た額の範囲内とすること。

また、第三セクターに対する出資金、補助金及び貸付金の資金については、民間等資金であること。

力 地下鉄事業特例債及び資本費負担緩和債（省令第12条第3号に規定する経費のうち地下鉄事業に係るものに対する公営企業債をいう。）の資金については、民間等資金であること。

(4) 電気事業・ガス事業

ア 廃棄物発電事業については、発電及び売電施設に係る経費に年間計画総発電電力量（当該施設の年間可能発電電力量に稼働率を加味したもの）に占める年間計画売電電力量の割合を乗じて得た額を対象とするものであること。

イ 資本費平準化債は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第22条第1項に基づき料金の届出を行う事業であつて、その料金に卸供給料金算定規則（平成11年通商産業省令第107号）第5条第2項第2号口に基づき額が含まれている場合は、対象としないものであること。

ウ ガス事業の起債対象事業費には、「熱量変更に伴うガス器具交換等に要する経費」を含むものであること。

(5) 港湾整備事業

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に掲げる施設の敷地であつて、公共事業及び売却の対象とならないものを「埠頭用地」として対象とするものであること。

(6) 病院事業・介護サービス事業

ア 病院事業

(ウ) 病院事業は、一般会計により経理されている病院、診療所等（以下「一般行政病院等」という。）の建設改良費等及び一般行政病院等の医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等も対象とするものであること。

(イ) 建設改良費等には、建設改良費等に対する他会計繰入金繰入れに相当する額で、他会計繰入金繰入れられるまでの間の資金手当に要する額を含むものであること。

(ウ) 病院事業に対する他会計出資金は、「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成27年4月10日付け総財準第61号）に定めるところにより対象とするものであること。

て選定された路線及び空港アクセス鉄道事業については18%）相当額、貨物線旅客線化事業にあつては16.2%相当額の範囲内とすること。

(ウ) 上記のほか出資金及び補助金については、当該出資及び補助の対象とする事業の経営状況等を勘案し、対象とするものであること。

(イ) 貸付金については、当該建設改良費から払込資本の総額、国庫補助金及び当該地方公共団体からの補助金を控除した額に、当該地方公共団体の出資の持分率を乗じて得た額の範囲内とすること。

また、第三セクターに対する出資金、補助金及び貸付金の資金については、民間等資金であること。

力 地下鉄事業特例債及び資本費負担緩和債（省令第12条第3号に規定する経費のうち地下鉄事業に係るものに対する公営企業債をいう。）の資金については、民間等資金であること。

(4) 電気事業・ガス事業

ア 廃棄物発電事業については、発電及び売電施設に係る経費に年間計画総発電電力量（当該施設の年間可能発電電力量に稼働率を加味したもの）に占める年間計画売電電力量の割合を乗じて得た額を対象とするものであること。

イ 資本費平準化債は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第22条第1項に基づき料金の届出を行う事業であつて、その料金に卸供給料金算定規則（平成11年通商産業省令第107号）第5条第2項第2号口に基づき額が含まれている場合は、対象としないものであること。

ウ ガス事業の起債対象事業費には、「熱量変更に伴うガス器具交換等に要する経費」を含むものであること。

(5) 港湾整備事業

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に掲げる施設の敷地であつて、公共事業及び売却の対象とならないものを「埠頭用地」として対象とするものであること。

(6) 病院事業・介護サービス事業

ア 病院事業

(ウ) 病院事業は、一般会計により経理されている病院、診療所等（以下「一般行政病院等」という。）の建設改良費等及び一般行政病院等の医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等も対象とするものであること。

(イ) 建設改良費等には、建設改良費等に対する他会計繰入金繰入れに相当する額で、他会計繰入金繰入れられるまでの間の資金手当に要する額を含むものであること。

(ウ) 病院事業に対する他会計出資金は、「公立病院の再編等に係る財政措置の取扱いについて」（平成26年4月1日付け総財準第54号）に定めるところにより対象とするものであること。

(イ) 建設改良費等のうち平成21年度以降に基本設計等に着手する病院等の施設整備費については、次に掲げる区分によるものとする。

a 一般分

病院等の施設整備費のうち、特定分に係るもの以外の額

b 特定分

病院等の施設整備費のうち、(イ)に定める建物の建築単価が1㎡当たり30万円を上回る部分に相当する額

(イ) 病院事業の「建物の建築単価」は、建物の建築工事費（附帯施設、外構等に係るものを含む。）に、設計監督費及び事務費の合算額（建築延べ面積に30万円を乗じて得た額の5.5%を上回る部分に限る。）を加算したものを建築延べ面積で除して得た額とするものであること。

ただし、「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成21年4月1日付け総財経第70号）に該当する事業の建築工事費は、建物の建築工事費に含まないものであること。

(ロ) 不採算地区病院、へき地医療拠点病院、救急告示病院、小児医療又は小児救急医療提供体制の整備費等を対象とした病院事業債に係る資金については、公的資金を優先的に充当するものとする。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(ロ) 市場事業・と畜場事業
市場事業の対象には、市場に併設すると畜場（と畜場）に係る施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項により都道府県知事の許可を受けたものをいう。）であって、市場と同一の特別会計で経理されているものを含むものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(ロ) 市場事業・と畜場事業
市場事業の対象には、市場に併設すると畜場（と畜場）に係る施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項により都道府県知事の許可を受けたものをいう。）であって、市場と同一の特別会計で経理されているものを含むものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

b 特定分

病院等の施設整備費のうち、(イ)に定める建物の建築単価が1㎡当たり30万円を上回る部分に相当する額

(イ) 病院事業の「建物の建築単価」は、建物の建築工事費（附帯施設、外構等に係るものを含む。）に、設計監督費及び事務費の合算額（建築延べ面積に30万円を乗じて得た額の5.5%を上回る部分に限る。）を加算したものを建築延べ面積で除して得た額とするものであること。

ただし、「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成21年4月1日付け総財経第70号）に該当する事業の建築工事費は、建物の建築工事費に含まないものであること。

(ロ) 不採算地区病院、へき地医療拠点病院、救急告示病院、小児医療又は小児救急医療提供体制の整備費等を対象とした病院事業債に係る資金については、公的資金を優先的に充当するものとする。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(ロ) 市場事業・と畜場事業
市場事業の対象には、市場に併設すると畜場（と畜場）に係る施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項により都道府県知事の許可を受けたものをいう。）であって、市場と同一の特別会計で経理されているものを含むものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(ロ) 市場事業・と畜場事業
市場事業の対象には、市場に併設すると畜場（と畜場）に係る施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項により都道府県知事の許可を受けたものをいう。）であって、市場と同一の特別会計で経理されているものを含むものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

(イ) 介護サービス事業
本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

用途変更等の実施により造成地等の積極的な処分の推進を図ることを目的とした新たな事業による造成造成地等の取得事業を含むものであること。
オ 準建設改良費のうち「資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子」及び「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」は、当該地方債を充てた地区の現存する資産の価額から当該地区に係る既発行の今後の元利償還金等の総額（当該年度発行を予定している地方債の発行後見込まれる利子を含む。）を控除した額を対象とするものであること。

(9) 下水道事業

ア 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条第2項に規定する交付金、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第7条第2項に規定する交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第19条第2項に規定する交付金を充てて行う施設の整備事業の起債対象事業費は、交付金対象事業費から、その2分の1を控除した額の範囲内とするものであること。

イ 流域下水道及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の場合において、都道府県の地方負担額又は起債対象事業費の一部を市町村に負担させている場合は、市町村の地方負担額又は起債対象事業費とするものであること。

ウ 流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る下水道事業費の一部（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イによる流域下水道については、補助事業にあつては地方負担額のうち40%に相当する額、単独事業にあつては起債対象事業費のうち10%の額、小規模集合排水処理施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業の臨時措置分については、起債対象事業費のうち30%の額に相当する部分）については、当該年度における一般会計からの繰出しに代えて、下水道事業債（臨時措置分）の対象とするものであること。

エ 平成17年度までに発行を許可された公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）に係る下水道事業債の当該年度の元利償還金の7割の額から、当該元利償還金に対し、当該事業の整備手法に応じた次に掲げる割合を乗じて得た額を差し引いた額については、下水道事業債（特別措置分）の対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

(7) 合流式下水道 6割

(1) 分流式下水道 次に掲げる処理区域人口密度（人/ha）に応じた割合

a 25未満 7割

b 25以上50未満 6割

c 50以上75未満 5割

d 75以上100未満 4割

e 100以上 3割

オ 準建設改良費のうち「建設中の施設に係る地方債の元金償還金」及び「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低

用途変更等の実施により造成地等の積極的な処分の推進を図ることを目的とした新たな事業による造成造成地等の取得事業を含むものであること。
オ 準建設改良費のうち「資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子」及び「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」は、当該地方債を充てた地区の現存する資産の価額から当該地区に係る既発行の今後の元利償還金等の総額（当該年度発行を予定している地方債の発行後見込まれる利子を含む。）を控除した額を対象とするものであること。

(9) 下水道事業

ア 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条第2項に規定する交付金、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第7条第2項に規定する交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第19条第2項に規定する交付金を充てて行う施設の整備事業の起債対象事業費は、交付金対象事業費から、その2分の1を控除した額の範囲内とするものであること。

イ 流域下水道及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定により公共下水道の設置を都道府県が行う場合において、都道府県の地方負担額又は起債対象事業費の一部を市町村に負担させている場合は、市町村の当該一部の額については、市町村の地方負担額又は起債対象事業費とするものであること。

ウ 流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る下水道事業費の一部（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イによる流域下水道については、補助事業にあつては地方負担額のうち40%に相当する額、単独事業にあつては起債対象事業費のうち10%の額、小規模集合排水処理施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業の臨時措置分については、起債対象事業費のうち30%の額に相当する部分）については、当該年度における一般会計からの繰出しに代えて、下水道事業債（臨時措置分）の対象とするものであること。

エ 平成17年度までに発行を許可された公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）に係る下水道事業債の当該年度の元利償還金の7割の額から、当該元利償還金に対し、当該事業の整備手法に応じた次に掲げる割合を乗じて得た額を差し引いた額については、下水道事業債（特別措置分）の対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

(7) 合流式下水道 6割

(1) 分流式下水道 次に掲げる処理区域人口密度（人/ha）に応じた割合

a 25未満 7割

b 25以上50未満 6割

c 50以上75未満 5割

d 75以上100未満 4割

e 100以上 3割

オ 準建設改良費のうち「建設中の施設に係る地方債の元金償還金」及び「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低

いものに係る地方債の利子の額は、汚水処理施設に係るもの（流域下水道における建設費負担分を含む。）の額であること。

この場合における「汚水処理施設」の取扱いについては、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）によられたこと。

力 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後（法適用企業については建設仮勘定から本勘定へ振替後、以下同じ。）15年以内又は下水道法第4条による直近の事業計画の変更後15年以内（流域下水道については供用開始後5年以内又は下水道法第25条の3による直近の事業計画の変更後5年以内）の処理区における施設に係る利子（流域下水道における建設費負担分に係る利子償還金を含む。）であって、次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。
当該年度の利子×（1－一日平均汚水流入量÷現在汚水流入能力）
※上記の算式は処理区（処理分区を含む。）ごとに算定すること。

(10) 観光その他事業

ア 観光施設事業の新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）については、別紙2に掲げるものを対象とするものであること。

イ 公営競技に係る地方債の具体的な取扱いについては、別途通知によられたこと。

(三) 臨時財政対策債

臨時財政対策債の同意等予定額は、地財法第33条の5の2第1項の規定に基づき算定した額とするものであること。

また、臨時財政対策債の資金については、市町村（指定都市を除く。）に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとし、財政融資金を優先的に配分すること。都道府県及び指定都市に対しては、その一部に公的資金を配分すること。

個別地方公共団体への財政融資金の配分額は、原則として、地財法第5条各号に該当する経費から特定財源を控除した額又は起債額のいずれか少ない額の範囲内とすること。

(四) 退職手当債

退職手当債の取扱いについては、別紙3に掲げるところによるものであること。

(五) 減収補填債

(1) 地財法第5条ただし書の規定により発行する減収補填債の充当は、同条ただし書に定める事業のうち、普通会計に係る事業について行うこととし、当該事業の実施事業費を基準として、通常の起債を充当した残余又は通常の起債を充当していない事業の一般財源相当部分に充てるものとする。

(2) 資金は、民間等資金とすること。

(3) 同意等予定額は、各地方公共団体から提出のあった減収見込額に基づき決定

いものに係る地方債の利子の額は、汚水処理施設に係るもの（流域下水道における建設費負担分を含む。）の額であること。

この場合における「汚水処理施設」の取扱いについては、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）によられたこと。

力 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後（法適用事業については建設仮勘定から本勘定へ振替後、以下同じ。）15年以内又は下水道法第4条による直近の事業計画の変更後15年以内（流域下水道については供用開始後5年以内又は下水道法第25条の3による直近の事業計画の変更後5年以内）の処理区における施設に係る利子（流域下水道における建設費負担分に係る利子償還金を含む。）であって、次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。
当該年度の利子×（1－一日平均汚水流入量÷現在汚水流入能力）
※上記の算式は処理区（処理分区を含む。）ごとに算定すること。

(10) 観光その他事業

ア 観光施設事業の新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）については、別紙2に掲げるものを対象とするものであること。

イ 公営競技に係る地方債の具体的な取扱いについては、別途通知によられたこと。

(三) 臨時財政対策債

臨時財政対策債の同意等予定額は、地財法第33条の5の2第1項の規定に基づき算定した額とするものであること。

また、臨時財政対策債の資金については、市町村（指定都市を除く。）に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとし、財政融資金を優先的に配分すること。都道府県及び指定都市に対しては、その一部に公的資金を配分すること。

個別地方公共団体への財政融資金の配分額は、原則として、地財法第5条各号に該当する経費から特定財源を控除した額又は起債額のいずれか少ない額の範囲内とすること。

(四) 退職手当債

退職手当債の取扱いについては、別紙3に掲げるところによるものであること。

(五) 減収補填債

(1) 地財法第5条ただし書の規定により発行する減収補填債の充当は、同条ただし書に定める事業のうち、普通会計に係る事業について行うこととし、当該事業の実施事業費を基準として、通常の起債を充当した残余又は通常の起債を充当していない事業の一般財源相当部分に充てるものとする。

(2) 資金は、民間等資金とすること。

(3) 同意等予定額は、各地方公共団体から提出のあった減収見込額に基づき決定

するものであるが、実際の起債は、確定した減収額の範囲内で行うことができるものであること。

(4) 地財法第33条の5の3の規定による特例分は、上記(1)に基づいて充当してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じると認められる場合に起こすことができる地方債であること。

2の1 東日本大震災分（復旧・復興事業）

簡易協議等手続の対象となる事業区分（東日本大震災分（復旧・復興事業））の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

(一) 一般会計債

(1) 公営住宅建設事業

公営住宅建設事業の取扱いについては、1の(一)(2)に定める取扱いを準用すること。

(2) 災害復旧事業

災害復旧事業の取扱いについては、1の(一)(3)アに定める取扱いを準用すること。

(二) 公営企業債

水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業の取扱いについては、1の(二)(1)から(10)までに定める取扱いを準用すること。

(三) 被災施設借換債

被災施設借換債の資金については、民間等資金により難しい事情がある場合に地方公共団体金融機構資金をもって充てることができるものであること。

2の2 東日本大震災分（全国防災事業）

簡易協議等手続の対象となる事業区分（東日本大震災分（全国防災事業））の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

(一) 一般会計債

一般会計債については、東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業を対象とするものであること。

(二) 公営企業債

水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業の取扱いについては、1の(二)(1)から(10)までに定める取扱いを準用すること。

第二 早期協議等に関する事項

一 早期協議等の対象

1 早期協議等の対象

早期協議等の対象は、平成27年度の協議等に係る地方債であって、簡易協議等手続において同意等の額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する民間等資金債であること。

するものであるが、実際の起債は、確定した減収額の範囲内で行うことができるものであること。

(4) 地財法第33条の5の3の規定による特例分は、上記(1)に基づいて充当してなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じると認められる場合に起こすことができる地方債であること。

2の1 東日本大震災分（復旧・復興事業）

簡易協議等手続の対象となる事業区分（東日本大震災分（復旧・復興事業））の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

(一) 一般会計債

(1) 公営住宅建設事業

公営住宅建設事業の取扱いについては、1の(一)(2)に定める取扱いを準用すること。

(2) 災害復旧事業

災害復旧事業の取扱いについては、1の(一)(3)アに定める取扱いを準用すること。

(二) 公営企業債

水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業の取扱いについては、1の(二)(1)から(10)までに定める取扱いを準用すること。

(三) 被災施設借換債

被災施設借換債の資金については、民間等資金により難しい事情がある場合に地方公共団体金融機構資金をもって充てることができるものであること。

2の2 東日本大震災分（全国防災事業）

簡易協議等手続の対象となる事業区分（東日本大震災分（全国防災事業））の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

(一) 一般会計債

一般会計債については、東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業を対象とするものであること。

(二) 公営企業債

水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業の取扱いについては、1の(二)(1)から(10)までに定める取扱いを準用すること。

第二 早期協議等に関する事項

一 早期協議等の対象

1 早期協議等の対象

早期協議等の対象は、平成26年度の協議等に係る地方債であって、簡易協議等手続において同意等の額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する民間等資金債であること。

2 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業

早期協議等において協議等を行う地方債を財源とする事業については、公共事業等債等当該年度における事業執行等が確実と見込まれる事業等の財源（当該年度の同意等予定額において確実に対象となると見込まれる額に限る。）とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定であること。

また、事業ごとの充当に変更がある場合には、簡易協議等手続を行う際に、通知された同意等予定額の範囲内で、変更を行うことができるものであること。

二 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、平成27年度において最初に発行を予定している民間等資金債（平成27年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の3週間前までに協議等を行うものとする。

これに基づき、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

三 留意事項

地方債の発行に関し、地財法第5条の3の規定により協議を要する地方公共団体又は公営企業であるか、地財法第5条の4に基づき許可を要する地方公共団体又は公営企業であるかを判断する実質赤字額、実質公債費比率（前3年度の決算額により算出）、資金不足等については、決算未提出期間においては、当該年度の前年度の数値を用いることとされていること。

第三 標準税率未満により許可を要する場合は許可手続に関する事項

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体（以下「標準税率未満団体」という。）の許可手続については、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

1 同意等基準第三の六に掲げる「行政改革の取組等」については、標準税率未満団体における行政改革の取組等によって確実に生み出される歳入確保及び歳出削減に係る効果額を算定すること。この際、行政改革の取組等によって歳出の増減両方の効果がある場合には歳出の純減分を算定すること。

2 1の効果額は、原則として、標準税率未満団体が減税のために新規に実施する取組によるものであること。ただし、過去の行政改革の取組等の効果が減税を実施する年度まで及んでいることが客観的に確認できるものに限り、5年を限度として、算定の対象とすることができるものであること。

3 過年度において、減税のための財源とすることを明示して特定目的基金等を設け、当該基金に行政改革の取組等により捻出された財源を積み立てており、減税を実施する年度においてこれを取り崩す場合には、1の効果額として算定の対象とすることができものであること。

第四 財政再生団体の許可手続に関する事項

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）の許可手続については、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

「第一 簡易協議等手続に関する事項」は、特に制限する必要があるものを除き、

2 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業

早期協議等において協議等を行う地方債を財源とする事業については、公共事業等債等当該年度における事業執行等が確実と見込まれる事業等の財源（当該年度の同意等予定額において確実に対象となると見込まれる額に限る。）とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定であること。

また、事業ごとの充当に変更がある場合には、簡易協議等手続を行う際に、通知された同意等予定額の範囲内で、変更を行うことができるものであること。

二 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、平成26年度において最初に発行を予定している民間等資金債（平成26年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の3週間前までに協議等を行うものとする。

これに基づき、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

三 留意事項

地方債の発行に関し、地財法第5条の3の規定により協議を要する地方公共団体又は公営企業であるか、地財法第5条の4に基づき許可を要する地方公共団体又は公営企業であるかを判断する実質赤字額、実質公債費比率（前3年度の決算額により算出）、資金不足等については、決算未提出期間においては、当該年度の前年度の数値を用いることとされていること。

第三 標準税率未満により許可を要する場合は許可手続に関する事項

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体（以下「標準税率未満団体」という。）の許可手続については、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

1 同意等基準第三の六に掲げる「行政改革の取組等」については、標準税率未満団体における行政改革の取組等によって確実に生み出される歳入確保及び歳出削減に係る効果額を算定すること。この際、行政改革の取組等によって歳出の増減両方の効果がある場合には歳出の純減分を算定すること。

2 1の効果額は、原則として、標準税率未満団体が減税のために新規に実施する取組によるものであること。ただし、過去の行政改革の取組等の効果が減税を実施する年度まで及んでいることが客観的に確認できるものに限り、5年を限度として、算定の対象とすることができるものであること。

3 過年度において、減税のための財源とすることを明示して特定目的基金等を設け、当該基金に行政改革の取組等により捻出された財源を積み立てており、減税を実施する年度においてこれを取り崩す場合には、1の効果額として算定の対象とすることができものであること。

第四 財政再生団体の許可手続に関する事項

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）の許可手続については、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

「第一 簡易協議等手続に関する事項」は、特に制限する必要があるものを除き、

同意等基準第四の一の1により財政再生団体等の許可手続について準用する。

二 財政再生団体等の許可手続のスケジュール

平成27年度に財政再生団体等となった地方公共団体は、原則として、2月までの間で総務大臣が定める日までに許可申請を行うこととする。

第五 その他の留意事項

一 地方債の発行対象経費

- 1 地方債は、地財法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる経費（以下「適債経費」という。）に限り発行することができるものであり、総務大臣等の同意を得ないで発行する地方債についても、起債の対象が適債経費であることが前提となるものであること。
- 2 地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の実施方針を定めて同法に基づき実施する事業のうち、当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転するものに係る施設整備費について、地方公共団体が同法第2条第5項に定める選定事業者に対して財政的支出を行う場合については、地財法第5条第5号の経費に該当するものであること。

二 不要協議債・不要許可債

- 1 地財令第11条第1号及び省令第1条第8号に規定する繰上償還は、買入消却を含むものであること。
- 2 省令第1条第4号は、同意等に当たって、償還年限の範囲内において借換えを行うことを予定して協議等を行い、当該同意等に当たって予定された借換えを行う場合は、協議等を不要とすることを要するものであること。

三 施設の転用

地方公共団体が公共施設又は公用施設を転用する場合において、転用後の事業に要する経費が適債経費である限り、地財法上、繰上償還を行うべき事由には該当するものではないが、その場合でも、当該施設に係る地方債について起債の目的（協議の単位となる事業区分。以下同じ。）が変更となる場合は協議等が必要であること。ただし、当該施設に係る国庫支出金の返還が不要な場合及び当該施設が地方単独事業により整備されている場合であって以下に該当する場合は、当初の起債の目的に変更はないもののみなし、協議等が不要であること。

- 1 経過年数（設置後経過した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設について行う起債の目的外への転用（有償譲渡及び有償貸付を除く。以下同じ。）
- 2 経過年数が10年未満である施設等について行う起債の目的外への転用であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画若しくは市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの又は地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地域再生計画に基づいて行われるもの

四 実質公債費比率等の算定に関する事項

1 実質公債費比率関係

- (1) 地財令第11条第1号に規定する繰上償還は、実質公債費比率に算入しない地方債の元利償還金であるが、実質公債費比率の算定は年度単位で行われるもので

同意等基準第四の一の1により財政再生団体等の許可手続について準用する。

二 財政再生団体等の許可手続のスケジュール

平成25年度に財政再生団体等となった地方公共団体は、原則として、2月までの間で総務大臣が定める日までに許可申請を行うこととする。

第五 その他の留意事項

一 地方債の発行対象経費

- 1 地方債は、地財法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる経費（以下「適債経費」という。）に限り発行することができるものであり、総務大臣等の同意を得ないで発行する地方債についても、起債の対象が適債経費であることが前提となるものであること。
- 2 地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の実施方針を定めて同法に基づき実施する事業のうち、当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転するものに係る施設整備費について、地方公共団体が同法第2条第5項に定める選定事業者に対して財政的支出を行う場合については、地財法第5条第5号の経費に該当するものであること。

二 不要協議債・不要許可債

- 1 地財令第11条第1号及び省令第1条第8号に規定する繰上償還は、買入消却を含むものであること。
- 2 省令第1条第4号は、同意等に当たって、償還年限の範囲内において借換えを行うことを予定して協議等を行い、当該同意等に当たって予定された借換えを行う場合は、協議等を不要とすることを要するものであること。

三 公共施設の転用

地方公共団体が公共施設を転用する場合において、転用後の事業が適債経費である限り、地財法上、繰上償還を行うべき事由には該当するものではないが、その場合でも、当該施設に係る地方債について起債の目的（協議の単位となる事業区分。以下同じ。）が変更となる場合は協議等が必要であること。ただし、当該施設に係る国庫支出金の返還が不要な場合は、当初の起債の目的に変更はなく、協議等が不要であること。

四 実質公債費比率等の算定に関する事項

1 実質公債費比率関係

- (1) 地財令第11条第1号に規定する繰上償還は、実質公債費比率に算入しない地方債の元利償還金であるが、実質公債費比率の算定は年度単位で行われるもので

あることから、当該地方債の償還期限の属する年度の前年度以前に償還するものに限り対象となるものであること。

(2) 省令第5条に規定する「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金」の額は、収益的収支及び資本的収支に対する一般会計繰入金のうち、収益的収支に計上された企業債利息及び資本的収支に計上された企業債償還金のほか、収益的収支における減価償却費及び純利益の一部が資本的収支における企業債償還金の財源として充たれることを考慮して、実質的に公営企業債の償還の財源に充てたと認められる額を算定するものであり、平成27年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方に基いて定める調査方法により、算定するものであること。

2 公営企業の資金不足等関係

地財法第5条の4第3項の規定に基づき地方債の発行等に関して許可を要する公営企業かどうかの判断は、地財法第6条及び地方公営企業法第17条の規定に基づき設置することとされている特別会計を単位として行われるものであること。

五 震災減収対策企業債

震災減収対策企業債（同憲等基準第二の二の21の(四)に掲げる「東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成27年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額」に係る地方債をいう。）については、次に掲げるところによるものであること。

(1) 対象経費

平成27年度の資金不足額（法適用企業は地財令第15条第1項第1号の額から同項第3号の額を控除した額をいい、法非適用企業は同令第16条第1項第1号及び同項第2号の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）の見込額（平成21年度決算又は平成22年度決算で資金不足額が生じている場合は、平成21年度決算における当該額又は平成22年度決算における当該額のうちいずれか少ない額を控除した額）を対象とするものであること。

(2) 償還年限

原則として15年以内とすること。

(3) 資金

地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。

六 国の予算等貸付金債

1 国の予算等貸付金債の対象事業は、主として次に掲げるものであること。

(1) 通常収支分

ア 中小企業高度化資金貸付金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号、第8号及び第13号の規定に基づき貸付金）

イ 土地区画整理組合等貸付金（都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第4項及び第5項の規定に基づき貸付金）

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年

あることから、当該地方債の償還期限の属する年度の前年度以前に償還するものに限り対象となるものであること。

(2) 省令第5条に規定する「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金」の額は、収益的収支及び資本的収支に対する一般会計繰入金のうち、収益的収支に計上された企業債利息及び資本的収支に計上された企業債償還金のほか、収益的収支における減価償却費及び純利益の一部が資本的収支における企業債償還金の財源として充たれることを考慮して、実質的に公営企業債の償還の財源に充てたと認められる額を算定するものであり、平成26年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方に基いて定める調査方法により、算定するものであること。

2 公営企業の資金不足等関係

地財法第5条の4第3項の規定に基づき地方債の発行等に関して許可を要する公営企業かどうかの判断は、地財法第6条及び地方公営企業法第17条の規定に基づき設置することとされている特別会計を単位として行われるものであること。

五 震災減収対策企業債

震災減収対策企業債（同憲等基準第二の二の21の(四)に掲げる「東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成26年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額」に係る地方債をいう。）については、次に掲げるところによるものであること。

(1) 対象経費

平成26年度の資金不足額（法適用企業は地財令第15条第1項第1号の額から同項第3号の額を控除した額をいい、法非適用企業は同令第16条第1項第1号及び同項第2号の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）の見込額（平成21年度決算又は平成22年度決算で資金不足額が生じている場合は、平成21年度決算における当該額又は平成22年度決算における当該額のうちいずれか少ない額を控除した額）を対象とするものであること。

(2) 償還期限

原則として15年以内とすること。

(3) 資金

地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。

六 国の予算等貸付金債

1 国の予算等貸付金債の対象事業は、次に掲げるものであること。

(1) 通常収支分

ア 中小企業高度化資金貸付金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号及び第14号の規定に基づき貸付金）

イ 中小規模企業者等設備導入資金貸付金（小規模企業の事業活動の活性化のため中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条及び別表第1条第2号の規定に基づき貸付金）

ウ 土地区画整理組合等貸付金（都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第4項及び第5項の規定に基づき貸付金）

エ 母子寡婦福祉資金貸付金（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年

法律(昭和37年法律第150号)第20条の規定に基づく貸付金)
工 災害援護資金貸付金(災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第12条の規定に基づく貸付金)
オ 都市開発資金貸付金(都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項及び第2項の規定に基づく貸付金)
カ 市街地再開発組合等貸付金(都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第3項の規定に基づく貸付金)
キ 有料道路(駐車場を含む。)整備資金貸付金(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第20条の規定に基づく貸付金)
ク 埠頭整備等資金貸付金(港湾法第55条の7、第55条の8及び第55条の9並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和56年法律第28号)第6条の規定に基づく貸付金)
ケ 公害防止資金貸付金(株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)第3条第1項第2号の規定に基づく貸付金)
コ 農業災害補償資金貸付金(農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第142条の8第1項第1号及び独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第12条第2項の規定に基づく貸付金)
サ 木材産業等高度化推進資金貸付金(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第6条第1項第2号の規定に基づく貸付金)
シ 沿道整備資金貸付金(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第11条の規定に基づく貸付金)
ス 沖繩振興開発金融公庫資金貸付金(沖繩振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)第19条の規定に基づく貸付金)
セ 農地保有合理化促進対策資金貸付金(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第30条の規定に基づく貸付金)
ソ 就農支援資金貸付金(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)附則第9条第4項の規定に基づく貸付金)
タ 日本政策金融公庫資金貸付金(株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条の規定に基づく貸付金のうち、地方公共団体金融機構が貸付業務を行うことができる貸付金)
チ 連続立体交差資金貸付金(踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)第9条の規定に基づく貸付金)
ツ 都市環境維持・改善事業資金貸付金(都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第6項の規定に基づく貸付金)
テ 地域商店街活性化高度化資金貸付金(独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第11号の規定に基づく貸付金)
ト 電線敷設工事資金貸付金(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)第4条の規定に基づく貸付金)

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)
災害援護資金貸付金(災害弔慰金の支給等に関する法律第12条及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第4

法律第150号)第20条の規定に基づく貸付金)
オ 災害援護資金貸付金(災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第12条の規定に基づく貸付金)
カ 都市開発資金貸付金(都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項及び第2項の規定に基づく貸付金)
キ 市街地再開発組合等貸付金(都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第3項の規定に基づく貸付金)
ク 有料道路(駐車場を含む。)整備資金貸付金(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第20条の規定に基づく貸付金)
ケ 埠頭整備等資金貸付金(港湾法第55条の7及び第55条の8並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和56年法律第28号)第6条の規定に基づく貸付金)
コ 公害防止資金貸付金(株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)第3条第1項第2号の規定に基づく貸付金)
サ 農業災害補償資金貸付金(農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第142条の8第1項第1号及び独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第12条第2項の規定に基づく貸付金)
シ 木材産業等高度化推進資金貸付金(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第6条第1項第2号の規定に基づく貸付金)
ス 沿道整備資金貸付金(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第11条の規定に基づく貸付金)
セ 沖繩振興開発金融公庫資金貸付金(沖繩振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)第19条の規定に基づく貸付金)
ソ 農地保有合理化促進対策資金貸付金(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第30条の規定に基づく貸付金)
タ 就農支援資金貸付金(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)附則第9条第4項の規定に基づく貸付金)
チ 日本政策金融公庫資金貸付金(株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条の規定に基づく貸付金のうち、地方公共団体金融機構が貸付業務を行うことができる貸付金)
ツ 連続立体交差資金貸付金(踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)第9条の規定に基づく貸付金)
テ 都市環境維持・改善事業資金貸付金(都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第6項の規定に基づく貸付金)
ト 地域商店街活性化高度化資金貸付金(独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第11号の規定に基づく貸付金)
ト 電線敷設工事資金貸付金(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)第4条の規定に基づく貸付金)

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)
災害援護資金貸付金(災害弔慰金の支給等に関する法律第12条及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第4

0号) 第103条の規定に基づく貸付金)

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。

【別紙1】

一般事業 (第三セクター等改革推進債)

1 第三セクター等改革推進債は、地財法第33条の5の7第1項に定める計画を平成26年5月31日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体が発行できるものであること。

2 第三セクター等改革推進債の発行に当たっては、以下に掲げる事項にご留意いただきたいこと。

(1) 公営企業の廃止 (地財法第33条の5の7第1項第1号及び第2号) に関する留意事項

ア 公営企業の廃止とは、当該地方公共団体、地方公共団体の組合又は地方開発事業団が当該公営企業に係る事業を行わないこととして、当該公営企業に係る設置条例 (法非適用企業にあっては特別会計設置条例) を改廃し、当該公営企業に係る特別会計を廃止することをいうものであること。

イ 公営企業の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の6各号に規定する経費の額の合算額から当該公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができることと見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、公営企業の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

ウ 当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費については、当該公営企業に係る事業を行うために締結していた契約等に基づき当該施設又は設備の撤去に伴い負担する義務がある負担金等の支払に要する経費を含むものであること。

(2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止 (地財法第33条の5の7第1項第3号) に関する留意事項

ア 土地開発公社及び地方道路公社が行う業務の一部の廃止については、当該公社の定款の変更により明らかにされるもので、原則として以下に掲げるものを対象とすること。

(ア) 地方道路公社

有料道路のうち、当該路線に係る料金収入をもって当該路線に係る維持管理費及び借入金利息を補えない不採算路線の廃止 (無料開放)

(イ) 土地開発公社

土地の再取得又は売却等の処分により、当該業務に係る借入金 が確実に返済されると見込まれるもの以外のすべての業務の廃止

イ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の8各号に規定する経費の額の合算額から当該公社の解散又は業務の一部廃止の際公社の資産

0号) 第103条の規定に基づく貸付金)

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。

【別紙1】

一般事業 (第三セクター等改革推進債)

1 第三セクター等改革推進債は、地財法第33条の5の7第1項に定める計画を平成26年5月31日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体が発行できるものであること。

2 第三セクター等改革推進債の発行に当たっては、別途通知によらなければならないこと。

(1) 公営企業の廃止 (地財法第33条の5の7第1項第1号及び第2号) に関する留意事項

ア 公営企業の廃止とは、当該地方公共団体、地方公共団体の組合又は地方開発事業団が当該公営企業に係る事業を行わないこととして、当該公営企業に係る設置条例 (法非適用企業にあっては特別会計設置条例) を改廃し、当該公営企業に係る特別会計を廃止することをいうものであること。

イ 公営企業の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の3各号に規定する経費の額の合算額から当該公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができることと見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、公営企業の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

ウ 当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費については、当該公営企業に係る事業を行うために締結していた契約等に基づき当該施設又は設備の撤去に伴い負担する義務がある負担金等の支払に要する経費を含むものであること。

(2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止 (地財法第33条の5の7第1項第3号) に関する留意事項

ア 土地開発公社及び地方道路公社が行う業務の一部の廃止については、当該公社の定款の変更により明らかにされるもので、原則として以下に掲げるものを対象とすること。

(ア) 地方道路公社

有料道路のうち、当該路線に係る料金収入をもって当該路線に係る維持管理費及び借入金利息を補えない不採算路線の廃止 (無料開放)

(イ) 土地開発公社

土地の再取得又は売却等の処分により、当該業務に係る借入金 が確実に返済されると見込まれるもの以外のすべての業務の廃止

イ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の5各号に規定する経費の額の合算額から当該公社の解散又は業務の一部廃止の際公社の資産

の処分による収入をもって充てることができると見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合には、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講ずること。

ウ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に伴い、当該地方公共団体が、当該年度の歳出として貸し付けた貸付金であって、その償還金が当該年度の歳入予算に計上されている短期貸付金に係る債務を免除する場合、当該免除に伴う歳入不足を補てんするため、第三セクター等改革推進債を充てることができているものであること（損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（地財法第33条の5の7第1項第4号）に伴い、短期貸付金が当該年度内に償還されないこととなった場合においても同様に扱うこととする。）。この場合、業務の一部の廃止にあつては、当該廃止される業務に係る短期貸付金が対象となるものであること。

エ 地方公共団体が、平成21年度以降に土地開発公社及び地方道路公社の債務保証又は損失補償の額を増額し、若しくは貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の対象とならないものであること。

(3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（地財法第33条の5の7第1項第4号）に関する留意事項

ア 地財法第33条の5の7第1項第4号に規定する経費に係る発行可能額の算定に關しては、地方公共団体が締結している損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある額を対象としているものであること。

イ 地方公共団体が、平成21年度以降に損失補償を行っている法人等の損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の対象とならないものであること。

ウ 地財法第33条の5の7第1項第4号に規定する破産手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の10第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号に掲げる手続には次の事項にご留意いただきたいこと。

(7) 省令附則第2条の10第1項第3号に規定する処分価格とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第144条第2項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第69条第2項に規定する処分価格と同様の意義であること。

(4) 省令附則第2条の10第2項に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、私的整理に関するガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第16項に規定する手続（以下「特定認証紛争解決手続」という。）のそれぞれ準則において確認を行うこととされている者と同様の者であり、法人の清算又は事業の再生の事実を公認会計士等が該当するものであること。

の処分による収入をもって充てることができると見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合には、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講ずること。

ウ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に伴い、当該地方公共団体が、当該年度の歳出として貸し付けた貸付金であって、その償還金が当該年度の歳入予算に計上されている短期貸付金に係る債務を免除する場合、当該免除に伴う歳入不足を補てんするため、第三セクター等改革推進債を充てることができているものであること（損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（地財法第33条の5の7第1項第4号）に伴い、短期貸付金が当該年度内に償還されないこととなった場合においても同様に扱うこととする。）。この場合、業務の一部の廃止にあつては、当該廃止される業務に係る短期貸付金が対象となるものであること。

エ 地方公共団体が、平成21年度以降に土地開発公社及び地方道路公社の債務保証又は損失補償の額を増額し、若しくは貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の対象とならないものであること。

(3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（地財法第33条の5の7第1項第4号）に関する留意事項

ア 地財法第33条の5の7第1項第4号に規定する経費に係る発行可能額の算定に關しては、地方公共団体が締結している損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある額を対象としているものであること。

イ 地方公共団体が、平成21年度以降に損失補償を行っている法人等の損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の対象とならないものであること。

ウ 地財法第33条の5の7第1項第4号に規定する破産手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の7第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号に掲げる手続には次の事項にご留意いただきたいこと。

(7) 省令附則第2条の7第1項第3号に規定する処分価格とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第144条第2項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第69条第2項に規定する処分価格と同様の意義であること。

(4) 省令附則第2条の7第2項に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、私的整理に関するガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順又は産業活力力の再生及び産業競争力強化法の支援（平成25年法律第98号）第2条第16項に基づき手続（以下「特定認証紛争解決手続」という。）のそれぞれ準則において確認を行うこととされている者と同様の者であり、法人の清算又は事業の再生の事実を公認会計士等が該当するものであること。

(ウ) 省令附則第2条の10第3項第2号に規定する債務者が破産手続又は特別清算手続によらないで清算する公益上の必要があるときは、例えば、当該債務者の資産の公益的機能を踏まえ、当該債務者の解散後に地方公共団体が当該資産の管理を継続する必要があるものの、当該資産の関係者が多数に上る等の事情により当該債務者が破産手続により清算するとした場合には当該資産の地方公共団体への円滑な移管に支障があるとき等が該当するものであること。なお、この場合において、破産手続又は特別清算手続によることとした場合に当該資産の円滑な移管に支障がある(破産手続又は特別清算手続によらないで清算する必要がある)かどうかについては、同条第1項第3号イに規定する確認資格者の確認事項に含まれるものであること。

(イ) 省令附則第2条の10第3項第4号に規定する債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、会社法(平成17年法律第86号)第565条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第155条第1項に規定する債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合と同様の意義であること。

工 地財法第33条の5の7第1項第4号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の11第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号(特定調停手続)及び第4号に掲げる手続による場合には次の事項にご留意いただきたいこと。

(7) 省令附則第2条の11第1項第3号に規定する手続(特定調停手続)は、事業の再生を行う法人に係る資産及び負債について、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手続、特定認証紛争解決手続及び企業再生支援機構の実務運用標準において用いられる資産評定のための評価基準と実質的に同じ基準によって評価を行うことが必要であること。

(4) 省令附則第2条の11第1項第4号に規定する手続は、一般に公表された債権処理のための準則として、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手続、特定認証紛争解決手続及び企業再生支援機構の実務運用標準が該当するものであること。

(ウ) 省令附則第2条の11第2項第1号に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、当該手続で用いる私的整理に関するガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手続又は特定認証紛争解決手続のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者が該当するものであること。

(4) その他の留意事項
地財法第33条の5の7第3項に規定する議会の議決は、通常、当該経費に係る予算の議決と同時にすることが考えられること。
3 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができ

るものとする。なお、資金については、原則として、民間等資金であること。
4 第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等については、別途通知によられ

(ウ) 省令附則第2条の7第3項第2号に規定する債務者が破産手続又は特別清算手続によらないで清算する公益上の必要があるときは、例えば、当該債務者の資産の公益的機能を踏まえ、当該債務者の解散後に地方公共団体が当該資産の管理を継続する必要があるものの、当該資産の関係者が多数に上る等の事情により当該債務者が破産手続により清算するとした場合には当該資産の地方公共団体への円滑な移管に支障があるとき等が該当するものであること。なお、この場合において、破産手続又は特別清算手続によることとした場合に当該資産の円滑な移管に支障がある(破産手続又は特別清算手続によらないで清算する必要がある)かどうかについては、同条第1項第3号イに規定する確認資格者の確認事項に含まれるものであること。

(イ) 省令附則第2条の7第3項第4号に規定する債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、会社法(平成17年法律第86号)第565条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第155条第1項に規定する債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合と同様の意義であること。

工 地財法第33条の5の7第1項第4号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の8第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号(特定調停手続)及び第4号に掲げる手続による場合には次の事項にご留意いただきたいこと。

(7) 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続(特定調停手続)は、事業の再生を行う法人に係る資産及び負債について、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手続、特定認証紛争解決手続及び企業再生支援機構の実務運用標準において用いられる資産評定のための評価基準と実質的に同じ基準によって評価を行うことが必要であること。

(4) 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続は、一般に公表された債権処理のための準則として、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手続、特定認証紛争解決手続及び企業再生支援機構の実務運用標準が該当するものであること。

(ウ) 省令附則第2条の8第2項第1号に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、当該手続で用いる私的整理に関するガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手続又は特定認証紛争解決手続のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者が該当するものであること。

(4) その他の留意事項
地財法第33条の5の7第3項に規定する議会の議決は、通常、当該経費に係る予算の議決と同時にすることが考えられること。
3 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができ

るものとする。なお、資金については、原則として、民間等資金であること。
4 第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等については、別途通知によられ

たいこと。

【別紙2】

内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債

- 1 新たに公営企業により事業を実施する場合
地方公共団体が内陸工業用地等造成事業若しくは住宅用地造成事業又は観光施設事業を新たに公営企業により実施する場合（平成23年度までに具体的な整備方針が決定され、議案や住民に対して既に説明されている事業を新たに公営企業により実施する場合は除く。）については、原則として、新規事業（下記(1)）については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満（下記(2)）の規模の事業を対象とするものであること。

(1) 新規事業

新規事業には、新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含むこと。

なお、既存の企業において次に掲げる事業を実施する場合であっても、新規事業として扱うこと。

ア 新規に事業を施工する地区が生じる場合（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業）

イ 新規に収益が発生する施設を建設する場合又は既存施設の規模の概ね150%を超える増改築を行う場合（観光施設事業）

- (2) 当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満
次の算式によって算定した値が25%未満であること。

算式

$$A/B + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

算式の記号

A 当該事業に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

2 法人格を別にして事業を実施する場合

公的支援（出資・貸付け・補助）に係る地方債の発行についても、1と同様の取り扱いとする。

この場合において、1(2)の算式の記号Aについては、当該事業に対する出資金債、貸付金債及び補助金債に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）並びに損失補償契約に係る債務の合算額とする。

【別紙3】

退職手当債

- 1 普通会計退職手当債

(1) 退職手当債の対象職員

条例により退職手当が支給される職員のうち特別職（教育委員である教育長を含む。）を除いた職員で普通会計に属する職員

たいこと。

【別紙2】

内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債

- 1 新たに公営企業により事業を実施する場合
地方公共団体が内陸工業用地等造成事業若しくは住宅用地造成事業又は観光施設事業を新たに公営企業により実施する場合（平成23年度までに具体的な整備方針が決定され、議案や住民に対して既に説明されている事業を新たに公営企業により実施する場合は除く。）については、原則として、新規事業（下記(1)）については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満（下記(2)）の規模の事業を対象とするものであること。

(1) 新規事業

新規事業には、新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含むこと。

なお、既存の企業において次に掲げる事業を実施する場合であっても、新規事業として扱うこと。

ア 新規に事業を施工する地区が生じる場合（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業）

イ 新規に収益が発生する施設を建設する場合又は既存施設の規模の概ね150%を超える増改築を行う場合（観光施設事業）

- (2) 当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満
次の算式によって算定した値が25%未満であること。

算式

$$A/B + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

算式の記号

A 当該事業に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

2 法人格を別にして事業を実施する場合

公的支援（出資・貸付け・補助）に係る地方債の発行についても、1と同様の取り扱いとする。

この場合において、1(2)の算式の記号Aについては、当該事業に対する出資金債、貸付金債及び補助金債に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）並びに損失補償契約に係る債務の合算額とする。

【別紙3】

退職手当債

- 1 普通会計退職手当債

(1) 退職手当債の対象職員

条例により退職手当が支給される職員のうち特別職（教育委員である教育長を含む。）を除いた職員で普通会計に属する職員

(2) 退職手当債の発行可能額について

発行可能額は、地財法第33条の5の5及び省令附則第2条の規定によるが、具体的には、次のア又はイのいずれか多い額とされていること。

なお、退職手当組合に加入している地方公共団体については、上記により算定した額が当該年度に組合に対して支払う負担金を超える場合には、当該負担金の額が発行可能額となるものであること。

ア 当該年度において退職する職員に対して支給すべき退職手当の額の合計額から、当該年度の前年度に当該地方公共団体の職員に対して支払った給料の総額に100分の12を乗じて得た額を控除した額

イ 早期退職募集制度等により退職する職員であってそれらの者の退職により当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるものに係る退職手当の額の合計額

なお、「当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるもの」とは、平成27年4月1日における対象職員に係る条例定数と平成28年4月1日における条例定数（見込み）による減数と同期間における実減数のいずれか少ない人数とすること。

(3) 退職手当債の許可について

退職手当債が許可される額については、同意等基準の第五の一の1の規定によるが、具体的には、次のとおり取扱いとすること。

ア 原則として、定員管理・給与適正化計画における平成27年度に実施した普通会計に属する職員数の純減（平成27年度職員数－平成28年度職員数）による人件費の削減額を償還財源に充てることとすること。

なお、新陳代謝による人件費の削減効果も、合理的と考えられる範囲内において、償還財源に加算することができるものであること。

イ 当該人件費については、対象職員の「給料、交付税算入職員手当等（退職手当、特殊勤務手当を除く）及び共済費」の平均によることを基本とし、国家公務員の水準を超えるものは国家公務員の水準に修正した額とすること。

なお、それ以外の合理的と考えられる根拠がある場合には、それによっても差し支えないものであること。

ウ 対象職員数の純減に係る人件費の削減効果は、原則として10年間程度の間の合計額とすることとしていること。それ以外の合理的と考えられる根拠がある場合には、それによっても差し支えないものであること。

なお、当該計算に当たっては、給与改定は考慮しないこと。

2 公営企業退職手当債

(1) 退職手当債の対象職員

地方公営企業の管理者及び一般職に属する職員

(2) 退職手当債の発行可能額について

ア 退職手当債については、次の各号のいずれかの要件を満たす退職職員に支給する退職手当で、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定による退

(2) 退職手当債の発行可能額について

発行可能額は、地財法第33条の5の5及び省令附則第2条の規定によるが、具体的には、次のア又はイのいずれか多い額とされていること。

なお、退職手当組合に加入している地方公共団体については、上記により算定した額が当該年度に組合に対して支払う負担金を超える場合には、当該負担金の額が発行可能額となるものであること。

ア 当該年度において退職する職員に対して支給すべき退職手当の額の合計額から、当該年度の前年度に当該地方公共団体の職員に対して支払った給料の総額に100分の12を乗じて得た額を控除した額

イ 早期退職募集制度等により退職する職員であってそれらの者の退職により当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるものに係る退職手当の額の合計額

なお、「当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるもの」とは、平成26年4月1日における対象職員に係る条例定数と平成27年4月1日における条例定数（見込み）による減数と同期間における実減数のいずれか少ない人数とすること。

(3) 退職手当債の許可について

退職手当債が許可される額については、同意等基準の第五の一の1の規定によるが、具体的には、次のとおり取扱いとすること。

ア 原則として、定員管理・給与適正化計画における平成25年度に実施した普通会計に属する職員数の純減（平成26年度職員数－平成27年度職員数）による人件費の削減額を償還財源に充てることとすること。

なお、新陳代謝による人件費の削減効果も、合理的と考えられる範囲内において、償還財源に加算することができるものであること。

イ 当該人件費については、対象職員の「給料、交付税算入職員手当等（退職手当、特殊勤務手当を除く）及び共済費」の平均によることを基本とし、国家公務員の水準を超えるものは国家公務員の水準に修正した額とすること。

なお、それ以外の合理的と考えられる根拠がある場合には、それによっても差し支えないものであること。

ウ 対象職員数の純減に係る人件費の削減効果は、原則として10年間程度の間の合計額とすることとしていること。それ以外の合理的と考えられる根拠がある場合には、それによっても差し支えないものであること。

なお、当該計算に当たっては、給与改定は考慮しないこと。

(4) その他の留意事項

平成25年度において、臨時的な給与減額支給措置を実施した団体においては、一時的に発行可能額が増加することが想定されるが、退職手当債は、各年度の退職手当債が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、著しく多額であると認められる部分の範囲内で起こすことができると地方債であることを踏まえ、安易に平成よりも過大に発行することのないよう留意すること。

2 公営企業退職手当債

(1) 退職手当債の対象職員

地方公営企業の管理者及び一般職に属する職員

(2) 退職手当債の発行可能額について

ア 退職手当債については、次の各号のいずれかの要件を満たす退職職員に支給する退職手当で、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定による退

職手当に相当するものを対象とする。

(7) 条例の改正により定数の削減が確実に見込まれ、職員数の実質的な減少が将来にわたり確保されるとともに、職員の退職により当該公営企業の人員費の比率及び業務量に対する職員数の比率が実質的に低下し、経営の健全化が促進される場合。

この場合は、旧条例と新条例との定数の差と、実質的に減少した職員数とのいずれか少ない数までを対象とするものであること。

(4) 退職手当条例の改正による退職手当支給率の引下げ等に伴い、原則として過去10年間ににおける平均退職者数（退職手当債の対象となる退職者）の1.3倍以上の退職者があった場合。

この場合、平均退職者数（退職手当債の対象となる退職者）を超える退職者のうち、早期退職募集制度等による退職者についてのみ対象とするものであること。

イ 退職手当債の額は、償還財源の確保を前提とし、原則として、個々の退職職員につき当該地方公共団体の退職手当の支給に関する条例並びに地方公営企業の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業職員の給与に関する管理規程の規定により算出された額の合計額に相当する額を基礎とし、国家公務員退職手当支給率により算定された額を超える場合は、当該額の範囲内の額を基準とするものであること。

なお、法適用企業にあっては、退職給付引当金（退職手当債の対象にならない退職手当の支払いに充てる額を除く。）を控除すること。

ウ 退職手当組合に加入している地方公共団体については、上記諸点を検討の上、当該組合が支給する退職手当のうち、普通退職手当の額に相当する額を超える額（特別負担金相当額）を退職手当債の対象とするものであること。

(3) 退職手当債の許可について

ア 地財法第33条の8第2項の規定に基づく定員管理・給与適正化計画及びその他の提出書類の様式等退職手当債の申請方法等に係る具体的な取扱いについては、別途通知することによること。

イ 退職手当債の資金は、地財法第33条の8第3項の規定に関わらず、全額民間等資金をもって充てるものとし、償還年限は5年を超えない範囲とするものであること。

(4) 病院事業に係る公営企業退職手当債の特例について

ア 病院事業に係る公営企業退職手当債の発行可能額については、医療法、診療報酬等により医師数等が規定されていることから、上記(2)アによらず、次のとおり取扱いとし、償還財源が確保されると認められる範囲内とするものであること。

(7) 原則として、定員管理・給与適正化計画における平成27年度に実施した公営企業会計に属する職員数の純減（平成27年度職員数一平成28年度職員数）であり、条例定数の削減による定数減を含む。）による人員費（地方公営企業決算状況調査において調査の対象としている「職員給与費」から退職手当及び特殊勤務手当を除いたものをいう。以下同じ。）の削減額を償還財源とするほか、いわゆる新陳代謝による人員費の削減効果も、合理的と認められる範囲

職手当に相当するものを対象とする。

(7) 条例の改正により定数の削減が確実に見込まれ、職員数の実質的な減少が将来にわたり確保されるとともに、職員の退職により当該公営企業の人員費の比率及び業務量に対する職員数の比率が実質的に低下し、経営の健全化が促進される場合。

この場合は、旧条例と新条例との定数の差と、実質的に減少した職員数とのいずれか少ない数までを対象とするものであること。

(4) 退職手当条例の改正による退職手当支給率の引下げ等に伴い、原則として過去10年間ににおける平均退職者数（退職手当債の対象となる退職者）の1.3倍以上の退職者があった場合。

この場合、平均退職者数（退職手当債の対象となる退職者）を超える退職者のうち、早期退職募集制度等による退職者についてのみ対象とするものであること。

イ 退職手当債の額は、償還財源の確保を前提とし、原則として、個々の退職職員につき当該地方公共団体の退職手当の支給に関する条例並びに地方公営企業の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業職員の給与に関する管理規程の規定により算出された額の合計額に相当する額を基礎とし、国家公務員退職手当支給率により算定された額を超える場合は、当該額の範囲内の額を基準とするものであること。

なお、退職給付引当金を計上している地方公営企業にあっては、退職給付引当金相当額（地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の地方公営企業法施行規則が適用される法適用企業にあっては、退職給付引当金相当額）（退職手当債の対象にならない退職手当の支払いに充てる額を除く。）を控除すること。

ウ 退職手当組合に加入している地方公共団体については、上記諸点を検討の上、当該組合が支給する退職手当のうち、普通退職手当の額に相当する額を超える額（特別負担金相当額）を退職手当債の対象とするものであること。

(3) 退職手当債の許可について

ア 地財法第33条の8第2項の規定に基づく定員管理・給与適正化計画及びその他の提出書類の様式等退職手当債の申請方法等に係る具体的な取扱いについては、別途通知することによること。

イ 退職手当債の資金は、地財法第33条の8第3項の規定に関わらず、全額民間等資金をもって充てるものとし、償還期間は5年を超えない範囲とするものであること。

(4) 病院事業に係る公営企業退職手当債の特例について

ア 病院事業に係る公営企業退職手当債の発行可能額については、医療法、診療報酬等により医師数等が規定されていることから、上記アによらず、次のとおり取扱いとし、償還財源が確保されると認められる範囲内とするものであること。

(7) 原則として、定員管理・給与適正化計画における平成26年度に実施した公営企業会計に属する職員数の純減（平成26年度職員数一平成27年度職員数）であり、条例定数の削減による定数減を含む。）による人員費（地方公営企業決算状況調査において調査の対象としている「職員給与費」から退職手当及び特殊勤務手当を除いたものをいう。以下同じ。）の削減額を償還財源とするほか、いわゆる新陳代謝による人員費の削減効果も、合理的と認められる範囲

内において、償還財源に加算することができるものであること。

(イ) 償還財源の算定に当たっては、職員数の純減に係る退職職員の人件費の平均（新陳代謝に係る削減額は退職職員の人件費平均から、新規採用職員の人件費平均を差し引いた額とする。いずれの場合も、国家公務員の水準を超えるものは国家公務員の水準に修正した額とする。）によることを基本とするものであること。

この場合の人件費の削減効果は、発行する退職手当債の償還期間内の合計額とすることとしていること。

なお、当該計算に当たっては、給与改定は考慮しないこと。

(ロ) 経営の効率化・合理化による経営健全化により、将来にわたり償還財源が確実に確保できると認められる場合には、その範囲の額も償還財源に加算することができるものとする。

イ 償還期間については、医療提供体制の抜本的な見直しに伴い、事業の規模に比して退職手当債の発行予定額が著しく多大となる場合は、必要に応じて別に取扱うことができるものとする。

内において、償還財源に加算することができるものであること。

(イ) 償還財源の算定に当たっては、職員数の純減に係る退職職員の人件費の平均（新陳代謝に係る削減額は退職職員の人件費平均から、新規採用職員の人件費平均を差し引いた額とする。いずれの場合も、国家公務員の水準を超えるものは国家公務員の水準に修正した額とする。）によることを基本とするものであること。

この場合の人件費の削減効果は、発行する退職手当債の償還期間内の合計額とすることとしていること。

なお、当該計算に当たっては、給与改定は考慮しないこと。

(ロ) 経営の効率化・合理化による経営健全化により、将来にわたり償還財源が確実に確保できると認められる場合には、その範囲の額も償還財源に加算することができるものとする。

イ 償還期間については、医療提供体制の抜本的な見直しに伴い、事業の規模に比して退職手当債の発行予定額が著しく多大となる場合は、必要に応じて別に取扱うことができるものとする。